

こどもまんなか熊本・実現計画 中間整理

第1	はじめに.....	1
1	計画の策定までの経緯	1
2	計画の位置づけと期間	2
3	こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題.....	2
4	計画が目指す「こどもまんなか熊本」	8
第2	計画に関する基本的な方針	10
第3	「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項.....	11
1	こどものライフステージに応じた支援	11
(1)	ライフステージを通じた支援	11
(2)	こどもの誕生前から幼児期までの支援	14
(3)	学童期・思春期の支援	16
2	若者の夢が実現できる環境整備.....	20
(1)	高等教育の修学支援、高等教育の充実	20
(2)	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み	21
(3)	魅力的な地域づくり等	22
(4)	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	22
3	希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援.....	22
(1)	結婚支援.....	23
(2)	不妊治療等の支援.....	23
(3)	出産支援と産後等の支援.....	23
4	あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	25
(1)	子育てや教育に関する経済的負担への対応	25
(2)	地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築.....	26
(3)	安心して働ける職場環境づくり等.....	26
(4)	ひとり親家庭への支援	28
5	特に支援が必要なこどもへの支援.....	29
(1)	こどもの貧困対策.....	29
(2)	障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....	29
(3)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	30
(4)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み	33
第4	こども施策を推進するために必要な事項.....	36
1	こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映	36
2	こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援.....	37
3	こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成.....	38
4	その他のこども施策の共通の基盤となる取組み.....	39
5	施策の推進体制等.....	40
別添	教育・保育の提供体制	43
参考資料		43
1	計画の目標指標一覧	43
2	第2期子ども・子育てプランにおける進捗状況.....	43
3	相談窓口.....	43

第1 はじめに

1 計画の策定までの経緯

(令和5年度(2023年度)までの経過)

本県では、平成19年(2007年)の熊本県子ども輝き条例(熊本県条例第54号)¹の制定以来、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進してきました。また、平成24年(2012年)8月の子ども・子育て支援法等の制定を踏まえ、平成27年(2015年)に「くまもと子ども・子育てプラン」を策定し、その第2期プランの期間を令和7年(2025年)3月までとしています。

国においては、令和5年(2023年)4月1日、こども基本法²が施行され、都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう努めるものとされています(第10条第1項)。

(策定年度(令和6年度(2024年度))の経過)

令和6年(2024年)5月29日、知事を本部長とする県庁内の横断的な政策推進組織である「こどもまんなか熊本」推進本部会議を開催し、県こども計画の案の作成に当たり、同推進本部から熊本県子ども・子育て会議³に対し今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について意見照会し、熊本県子ども・子育て会議において、こども大綱を勘案しつつ、こども未来創造会議でこども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者から聴取した意見等を踏まえた上で、こどもや若者、子育て当事者⁴の視点に立って具体的な議論を進めることを決定しました。

令和6年度(2024年度)は、令和5年度(2023年度)に実施した県民アンケート⁵やこども・若者等とのグループインタビューに加えて、こども未来創造会議においてこども・若者や子育て世代、子育ての現場に携わる関係者等と直接対話しながら意見を伺うとともに、県庁内の若手職員を「こどもまんなか応援団」として当事者目線での意見を聴取しました。これらの意見

¹ すべての子どもが輝く熊本の実現に向けた取組みに関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的とする条例です。

² こども基本法では、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされています。また、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、本計画における「こども」の定義も同じとします。なお、法令等で「子供」又は「子ども」と表記されている場合を除き、本計画では、「こども」と表記しています。

³ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議することを目的とし、子ども・子育てに関わる有識者で構成しています。

⁴ 子育て当事者はこどもを養育する者のことをいいます。

⁵ 広く県民の子育て環境や意識の実態、若年層が熊本に定着するために必要なもの等を把握し、各世代、未婚・既婚者、地域毎の実情にあった効果的な政策を立案するための基礎データの収集を目的とし、県内在住の若者、子育て世代を対象に実施したWebアンケート調査です。(回答者数:12,408人)

を踏まえつつ、熊本県子ども・子育て会議において計画の内容を審議し、9月に中間整理を行いました。

2 計画の位置づけと期間

この計画は、既存の第2期「くまもと子ども・子育てプラン」を包括的に見直し、こども基本法第10条に基づく「こども計画」として位置付けるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定⁶し、この計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5年間とします。

なお、「こどもまんなか熊本・実現計画」の構成は、今後5年程度を見据えた熊本県におけるこども施策の基本的な方針等を定める「基本方針編」と、これに基づき具体的に取り組む施策を中心にまとめる「具体施策編」の二部構成とし、「具体施策編」は毎年改定します。

3 こども・若者、子育て世代等に関する本県の現状と課題

（1）本県のこどもの状況に関する留意事項

何らかの悩みや困りごとを抱えているこどもの割合は3分の1に及び、生活の満足度が低いこどもの割合は19.7%でした（令和5年（2023年）熊本県子どもの生活に関する実態調査）。

相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は13.3%であり、特にひとり親家庭は40.9%と高くなっています（令和5年（2023年）熊本県子どもの生活に関する実態調査）。

小学6年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは6.3%であり、そのうち頻度が「ほぼ毎日」なのは55.7%となっています（令和4年（2022年）熊本県におけるヤングケアラの実態に関する調査）。

令和5年度（2023年度）の熊本市児童相談所対応を含む県全体の児童虐待相談の対応件数は2,739件で、過去最多だった令和4年度（2022年度）（2,764件）と同水準でした（児童相談所における児童相談の現状）。

児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしてきた方・現在生活している方のうち、「自分の生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と答えたのは41.7%に及びます（2023年度熊本県社会的養護自立支援実態把握事業）。

令和4年度（2022年度）における小学校・中学校での1,000人当たりの不登校児童生徒数

⁶ こども基本法では、都道府県こども計画は、都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成するこども施策関係計画と一体のものとして作成することができるとされています（第10条第4項）。

1 は36.9人であり、全国平均31.7人より多い状況です（令和4年度児童生徒の問題行動・不登
2 校等生徒指導上の諸課題に関する調査）。

3 令和4年度（2022年度）における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での1,000人当
4 たりのいじめの認知件数は31.1件であり、全国平均53.3件より低いです（令和4年度児童生
5 徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）。

6 本県では令和5年（2023年）に10～19歳のこども・若者9人が自殺しており、10歳代から
7 30歳代までの死因の最多は自殺となっています（令和4年人口動態調査報告第2部統計編（第
8 10表））。

9 本県における令和5年のインターネット利用に起因する非行少年数は14名、福祉犯の被害
10 少年数は25名に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多くなっています（熊本県警調べ）。

11

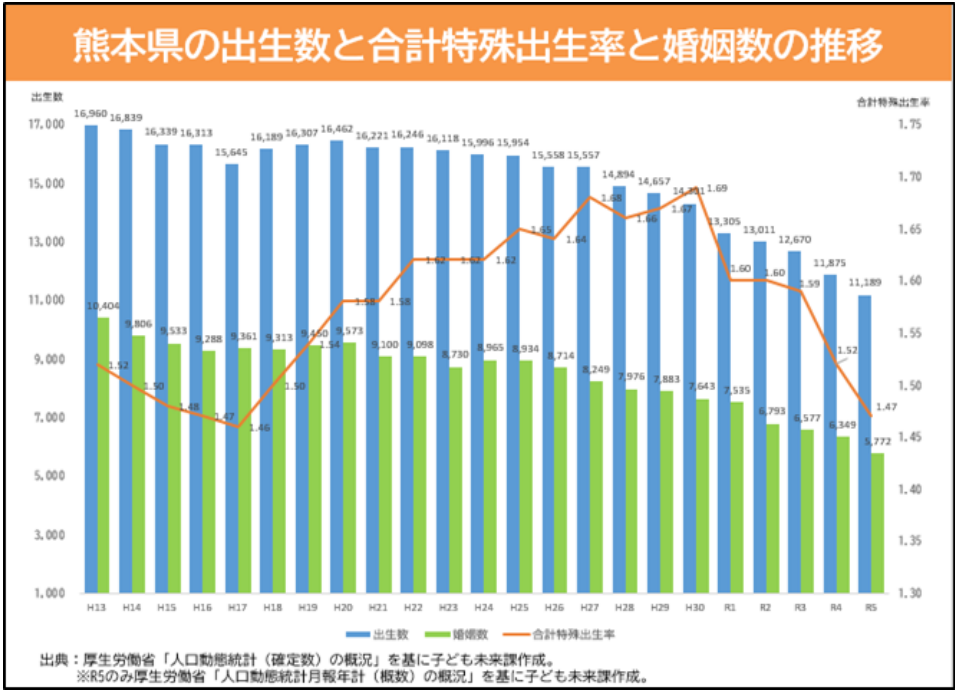
12 （2）少子化と人口構成の推移

13

14 令和5年（2023年）の本県の出生数（概数）は11,189人であり、概ね婚姻数の減少と並行
15 して減っており、8年連続減の状況です。

16 令和5年（2023年）の本県の合計特殊出生率（概数）は1.47であり、全国の1.20を上回
17 ってはいますが、平成30年（2018年）以降低下が続いています。

18



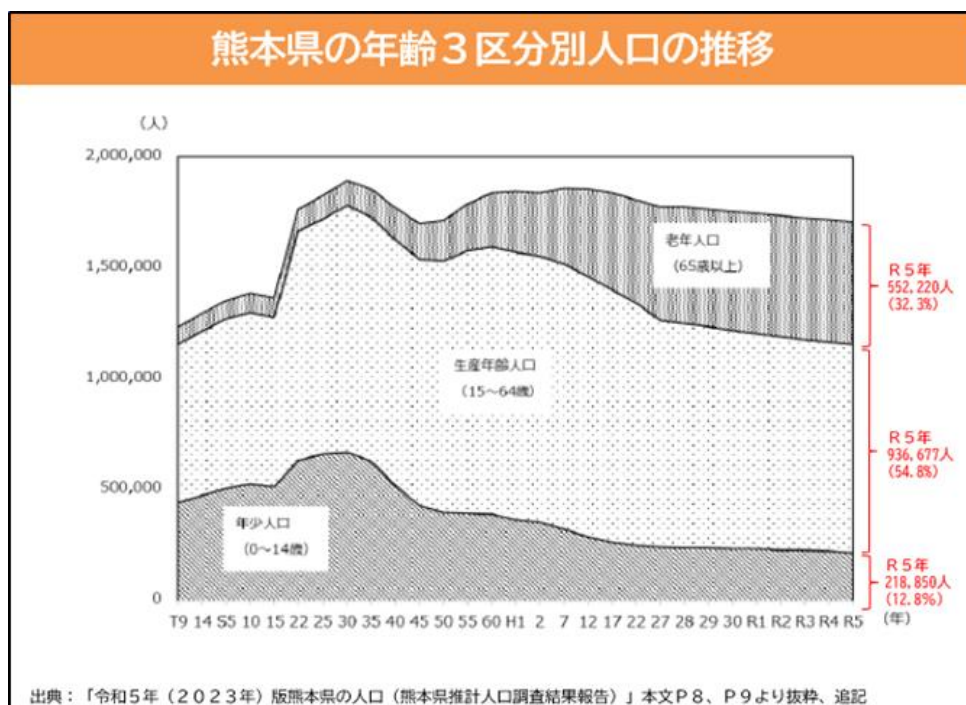
19

20 令和4年（2022年）の市町村別の出生数で見ると、県内出生数の48.8%を熊本市が占めて
21 いる一方で、10名未満の出生数の村が3村あります（令和4年人口動態調査報告第2部統計
22 編）。

23

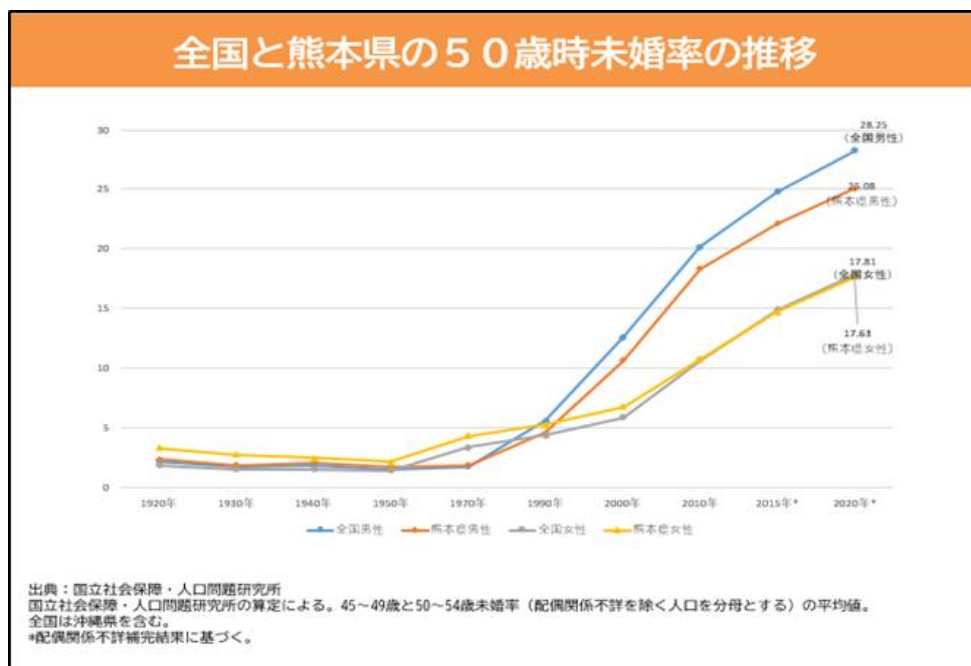
24

- 1 本県の年少人口（0～14歳）の割合は年々減っており、令和5年（2023年）時点の全人口
- 2 に占める割合は12.8%でした。



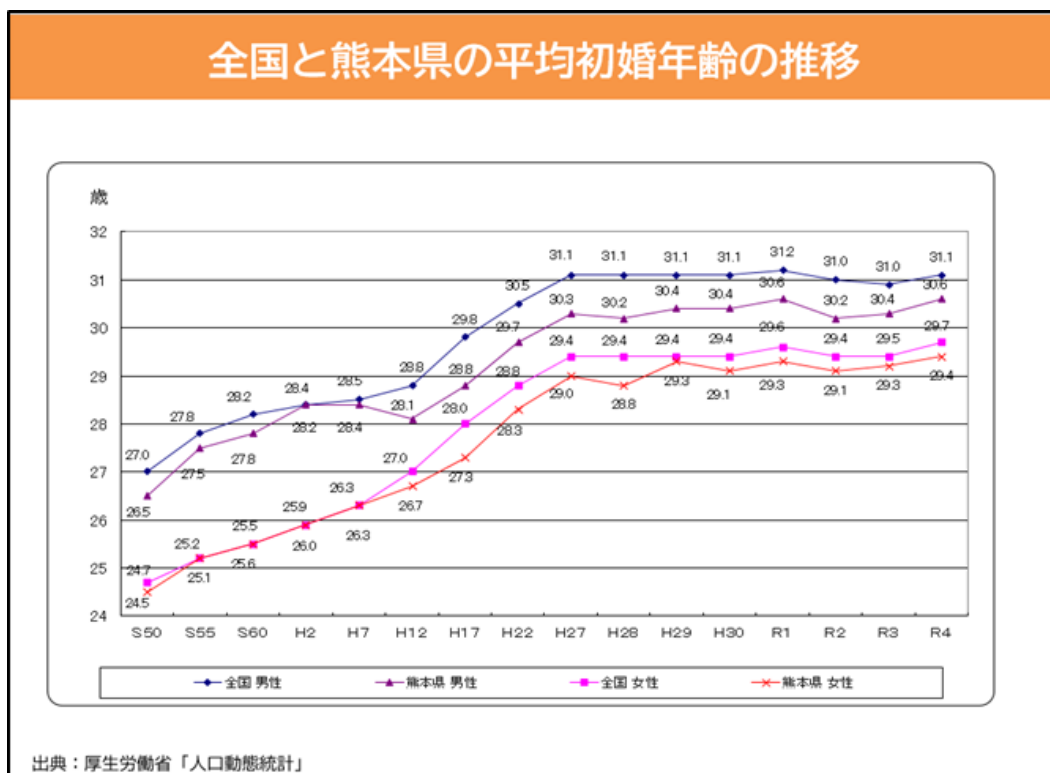
- 3
- 4
- 5 （3）少子化の背景
- 6

- 7 全国と熊本県の50歳時未婚率を見ると、男性は全国平均より低く、女性は全国平均と同程
- 8 度であり、いずれも上昇傾向にあり、未婚化が進んでいます。

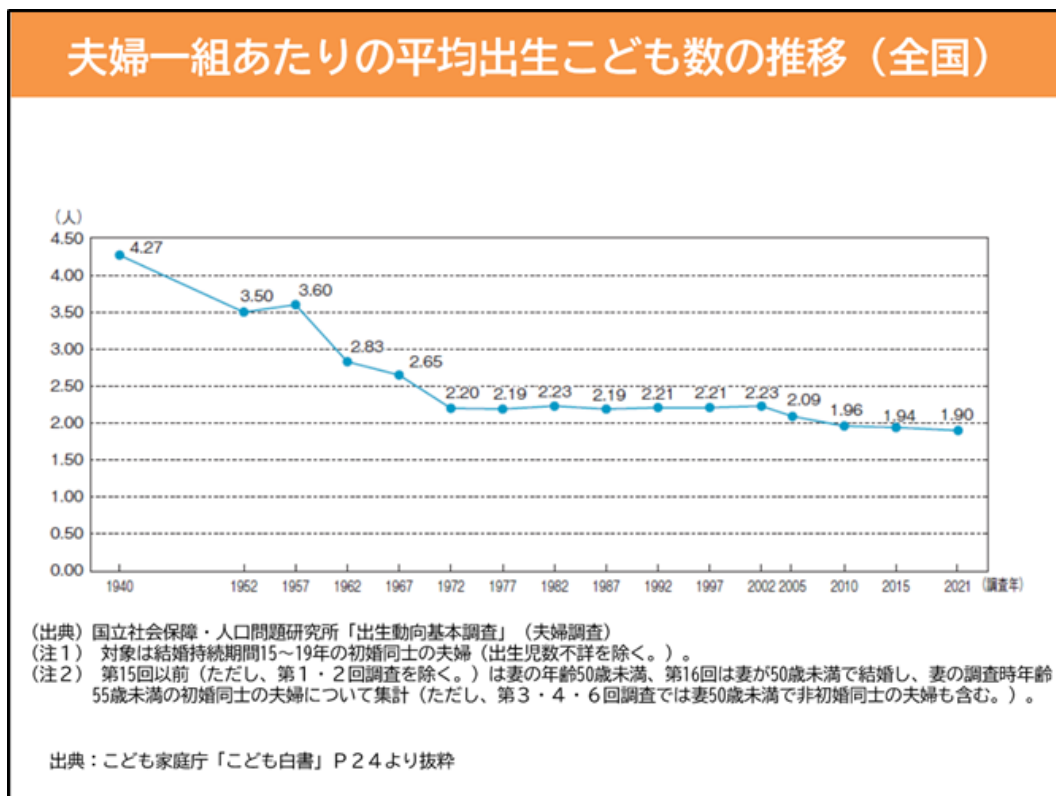


- 9
- 10
- 11

- 1 全国と熊本県の平均初婚年齢を見ると、男性・女性ともに、全国平均よりは低いものの、上
- 2 昇傾向にあり、晩婚化が進んでいます。



- 3
- 4
- 5 全国の夫婦（対象は下のグラフの注1を参照）一組あたりの平均出生こども数は漸減してい
- 6 ますが、2021年でも半世紀前の約9割の水準である1.9人を維持しています。



（４）未婚化・晩婚化の背景にあると考えられるもの

結婚につながるきっかけやタイミングを県民に尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「結婚したいと思える相手と自ら出会えた、確信したとき」が最も多いですが、「社会人になってある程度経験を積んだとき」や「貯蓄ができたとき」のようにキャリアや経済的事情による部分も見受けられます（熊本県子ども未来課「令和５年（２０２３年）８月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

本県の年齢階級別非正規雇用者比率をみると、男性は３０歳代に近づくにつれて低下しますが、３０～５０歳代でも１割前後は見られます（令和３年度版労働関係統計）。

結婚したくない県民にその理由を尋ねると、社会人の場合は「夫婦関係や親戚付き合いが面倒」が一番多く、学生・生徒の場合は「自由に趣味や娯楽を楽しみたい」が一番多いですが、「経済的に余裕がない」又は「経済面に不安がある」と回答する層が一定数あります（熊本県子ども未来課「令和５年（２０２３年）８月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

（５）こどもを持たない背景

こどもを持たないライフスタイルを希望する県民にその理由を尋ねると、社会人の場合は「必要性を感じない」「こどもを持つイメージが湧かない」が多く、学生・生徒の場合は「自信がない・育て方がわからない」が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和５年（２０２３年）８月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

現実には育てる予定のこどもの人数を理想のこどもの人数より少なく回答した県民にその理由を尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、社会人の２位は「高齢出産は不安」、学生・生徒の２位は「自分の仕事に差し支える」でした（熊本県子ども未来課「令和５年（２０２３年）８月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

追加予定子ども数が１人以上と回答した夫婦に、今後その持つつもりの子どもを持たない場合があるとすれば、どのような理由が想定されるかを尋ねたところ、全ての年齢層で「年齢や健康上の理由で子どもができないこと」を選ぶ夫婦が最多でした（国立社会保障・人口問題研究所「第１６回出生動向基本調査」）。

（６）子育てを巡る状況と子育てに必要な支援

本県（熊本市を除く。）において、この地域で子育てをしたいと思う親の割合は７１．２％であり、全国（６６．２％）と比較すると大きいものの、今後向上していくことが望ましいです（令和５年度乳幼児健康診査問診回答状況調査（こども家庭庁母子保健課調査））。

本県において、核家族世帯数が増え、３世代世帯数は減る中で、世帯当たり人員が減少しています（令和２年国勢調査）。

1 全国において、「保護者の子育てが地域で支えられていると思わない（「どちらかというと思
2 わない」を含む）」人の割合は、46.6%を占めています（こども家庭庁「こども政策の推進に
3 関する意識調査」（2023 年度））。

4 子育てに必要な支援を県民に尋ねると、社会人にせよ学生・生徒にせよ、「働きながら子育
5 てができる環境」「こどもを産み育てていくために必要な資金」「保育・子育てサービスの充実」
6 が上位3位を占めました（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純
7 集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

8 働きながら子育てができる環境の充実に必要な支援を県民（社会人）に尋ねると、「こども
9 が病気の時に休暇を取りやすい職場環境」「こどもの学校行事の時に休暇を取りやすい環境」
10 「育児休業のための休暇を取りやすい職場環境」「短時間勤務や在宅勤務を選択できる仕組み」
11 の順に回答が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート
12 単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

13 保育・子育てサービスの充実のために必要な支援を県民（社会人）に尋ねると、「仕事の有
14 無に限らず、必要なときにこどもを預けられる仕組み」が最も多くなりました（熊本県子ども
15 未来課「令和5年（2023年）8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

16 17 （7）働きながら子育てができる環境

18
19 本県における令和4年（2022年）7月1日から令和5年（2023年）6月30日までの間の正
20 社員・正職員の育児休業取得状況は、男性が37.2%、女性が99.2%です（令和5年度（2023
21 年度）熊本県労働条件等実態調査報告書）。

22 本県では、従業員規模が大きいほどテレワークが導入されている状況にあります（令和5年
23 度（2023年度）熊本県労働条件等実態調査報告書）。

24 本県（熊本市を除く。）において、父親が育児をしていると感じている親の割合は3・4カ
25 月児で70.2%（全国70.9%）、1歳6カ月児で69.9%（全国68.7%）、3歳児で64.8%（全
26 国64.6%）であり、全国と同様の傾向であるものの、今後向上していくことが望ましいです
27 （令和5年度乳幼児健康診査問診回答状況調査（こども家庭庁母子保健課調査））。

28 本県の待機児童数は、平成31年（2019年）4月時点で178名だったところ、令和6年（2024
29 年）4月時点で4名となりました（こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」）。

30 31 （8）社会増減

32
33 若年層が熊本に定着するために充実させるべきもの、充実させてほしいものを県民に尋ねる
34 と、社会人の場合は、「子育てをしやすい環境の充実」「企業の魅力向上」「交通環境の利便性
35 向上」の順に高く、学生・生徒の場合は、「企業の魅力向上」「安全安心な生活環境」「子育て
36 をしやすい環境の充実」の順に回答が多い状況でした（熊本県子ども未来課「令和5年（2023
37 年）8月県民アンケート単純集計結果報告書（社会人、学生・生徒）」）。

38 本県の男女別社会増減をみると、2016年以降、女性の転出超過が男性を上回っており、2022

1 年の男女別社会増減をみると、20 歳代女性の転出が特に多い状況です。（熊本県統計年鑑（平
2 成 25 年～令和 4 年）及び総務省「住民基本台帳」）。

3 本県の 20 歳代～30 歳代の女性の転出超過数が男性を上回っている要因を調査した結果、熊
4 本は自然が豊かで愛着もあり、戻りたいという気持ちがある一方で、自分の能力やキャリアを
5 活かせる魅力的な職場が少ないことや交通の不便、さらに「夫は仕事、妻は家庭」といった性
6 別による役割分担意識が根強く残っているなどの意識面の課題が見えました（令和 4 年女性が
7 住みたくなるスタートアップ事業調査報告書）。

10 4 計画が目指す「こどもまんなか熊本」

12 （基本的な考え）

13 こどもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、未来の熊本、国、そして世界
14 を担う私たちすべての未来です。

15 また、こどもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければなら
16 ない存在であり、すべてのこどもが健やかに育つことは、県民みなさんの願いです。

17 さらに、こどもは、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在です。保護者や社
18 会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・
19 自己決定・自己実現の主体であり、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であるとともに、
20 おとなと一緒に社会を形成する県民です。

21 少子化の進行など、こどもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもち
22 ろんのこと、こどもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなでこどもの幸せな暮ら
23 しや育ちを支えていくことが必要です。

25 （計画が目指す「こどもまんなか熊本」）

26 こうした前提に立った上で、本計画が目指す「こどもまんなか熊本」とは、こども・若者が
27 キラキラ輝き⁷、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、
28 コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え
29 ながら様々な取組みを実施する熊本です。

31 （「こどもまんなか熊本」実現により想定される変化）

32 こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分
33 らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを
34 産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の
35 幸福追求を支援します。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えること
36 もに、熊本の未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつな

⁷ 「こども・若者がキラキラ輝く」は、後述第 2 「計画に関する基本的な方針」①に対応するものであ
り、「こども・若者が幸せに暮らし、成長できる」状態を指します。

1 ります。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって、社会的価
2 値が創造され、その幸福が高まることにつながります。

3

4 （今後の取組み）

5 今後、中間整理に対するパブリックコメントに加え、こども未来創造会議等でさらに伺った
6 意見を踏まえて、熊本県子ども・子育て会議で審議し、最終的には「こどもまんなか熊本」推
7 進本部会議を経て「こどもまんなか熊本・実現計画」として策定予定です。計画策定後も、こ
8 どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、計画のもとで進める施策の点検と見直
9 しを図っていきます。

10

第2 計画に関する基本的な方針

「こどもまんなか熊本」の実現に向けて以下の6本の柱を計画の基本的な方針とします。

(全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする)

- ①こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好な成育環境を確保することで、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が、大切にされている実感を持って、幸せに暮らし、成長できるようにする。

(家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする)

- ②若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うことで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする。

(こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする)

- ③こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者も幸せになれないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援することで、笑顔で接することができるようにする。

(こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する)

- ④施策の総合性を確保するとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

(関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う)

- ⑤国、県庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めることに加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置いて必要な支援を行うほか、県民や企業に取組みを求める前に県庁がまず実行し、社会全体で子育て・子育を応援できるよう気運を醸成する。

(県民とともに未来を創る)

- ⑥「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含めて、そうした声にもしっかりと耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形とともに未来を創る。

第3 「こどもまんなか熊本」の実現に向けた重要事項

上記「第2 計画に関する基本的な方針」のもとで、「こどもまんなか熊本」の実現に向け、次の重要事項に取り組みます。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組みについては、「こどもまんなか熊本」推進本部が「こどもまんなか熊本・実現計画（具体施策編）」として取りまとめます。

1 こどものライフステージに応じた支援

（1） ライフステージを通じた支援

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組みます。

ア こども・若者の権利の擁護

（こども・若者が大切にされている実感を持てる社会）

こども・若者がキラキラ輝くためには、こども・若者が大切にされている実感を持てる社会であることが重要です。

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。

こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

（おとなを対象とした人権啓発活動の推進等）

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもＳＯＳを発信できていないこども・若者に必要なサービスと情報を届けるため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進します。また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く県民に周知します。

イ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

（遊びや体験活動の推進）

市町村、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等と連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、県立青少年教育施設の利用促進など地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創出します。

その一環として、こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・育て方がわからない」が最多であったことも踏まえ、こどものころから自分より小さなこどもと触れ合う経験ができるよう支援します。

また、こどもたちに食の重要性を認識してもらうため、食育を戦略的に進めます。地産地消による高品質な学校給食を提供することにより、幼い頃から味覚を育て、郷土の食への愛着と誇りを育成します。

さらに、こどもの農業・漁業・牧畜体験を推進し、人間と自然が共存する営みへの理解、食の生産者への関心を深めるほか、こどもが自然に接する機会が少なくなっている中、森林環境教育を実施し、こどもの森林・林業への理解を育みます。こうした動きを県外や熊本都市圏との都市農村交流につなげることは、今の都会っ子にはない「ふるさと」を熊本に見つけてもらう「こどもからの関係人口⁸」の創出にもつながります。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、読書習慣の定着、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や県内全てのこどもが本に親しむ機会を確保するため、「熊本県立図書館」、「くまもと文学・歴史館」及び「こども本の森 熊本」の図書館の体制や蔵書を充実させるとともに、電子図書館サービスを充実します。

地域や成育環境によって体験活動の機会にできるだけ格差が生じないように努めます。

（生活習慣の形成・定着）

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、これまでに引き続き「くまもと早ね・早おきいきいきウィーク」を実施します。

乳幼児期のむし歯予防を推進するため、市町村や保育施設における歯磨き・適切な食生活習慣についての歯科保健指導の増加やフッ化物応用等の取組みを進めます。

今後、乳幼児健診の機会を活用した「親の学び」講座を新たに実施するなどして保護者への幅広い働きかけを積極的に行うとともに、就学前施設、学校、家庭及び地域が連携して、幼少期からの基本的な生活習慣づくりの取組みの充実を図ります。

（こども・若者が活躍できる機会づくり）

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流、グローバル人材育成を推進します。

⁸ こどもの頃から様々な体験活動等を通じて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者をいいます。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進します。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、S T E A M教育⁹等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者を育成します。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働のもと、応援します。

海外から帰国したこども・若者やT S M Cの進出等に伴い増加している在留外国人のこども・若者について、就学支援や日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。特に、日本語指導が必要な児童生徒の教育環境の充実に向けて、小・中・高等学校等における児童生徒の支援体制の強化に努めます。

（こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消）

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努めます。

学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生・高校生向けの学習資料を作成、配布するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画社会づくりの意識や気運醸成を図ります。様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組みに関する啓発や情報発信を進めます。

ウ こどもたちが笑顔で育つ地域づくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成するまちづくりを加速化します。

道路や公園などの公共空間を整備する際に、地域の実情に応じた必要な機能を確保するとともに、誰もが利用しやすいかという観点に加え、特に、こども・若者や子育て世代の方にとって利用しやすく、安全・安心で快適に過ごせるかという視点に立って、通学路を含めた道路の安全対策や公共交通の利用環境改善、こどもの遊び場とそのアクセスの確保、地域の賑わいにつながる親水性に優れた水辺空間の創出などの取組みを推進します。

⁹ Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育をいいます。S T E A MのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（Liberal Arts）で定義し、推進することが重要とされています。

こども・若者の快適な移動手段を確保するため、渋滞の解消や地域公共交通の維持・改善に取り組み、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせた交通体系の最適化を進めます。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、県営住宅や民間の空き家を活用した子育てしやすい住まいづくりの推進など、住宅支援を強化します。

エ こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

（プレコンセプションケアを含む成育医療に関する相談支援等）

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組みを推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目ない支援体制を構築します。

誤解に基づくライフデザイン設計とならないようにするとともに、10歳代の予期しない妊娠をなくすため、学校と連携する等して高校生などの若い世代に対して、講演会等を通じて、性や生、ライフデザインに関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知を行う等、ライフデザイン支援¹⁰を推進します。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテック¹¹の利活用を通じた女性の健康への支援の検討を行います。

プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する課題分析、相談、人材育成等を進めます。

（こどもの成長や発達に関する県民全体への普及啓発）

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、県民全体の理解を深めるための普及啓発を促進します。

（２） こどもの誕生前から幼児期までの支援

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確か

¹⁰ ライフデザイン支援は、自分自身の人生の選択肢として、学ぶことや働くことと併せて、結婚やこどもをもつことについて考える機会とその際に参考となる知識やロールモデルを提供し、自分が人生に何を望み、この先どういったことがハードルになるのかということに気づく機会をもたらすものです。また、結婚、妊娠・出産、子育てを望む方々の希望を実現する社会を目指していく上でも、重要な取組みです。

¹¹ Female（女性）とTechnology（テクノロジー）からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものです。

なスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイング¹²の向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにならなければなりません。

これらを踏まえ、後述の「3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援」と併せ、以下の施策に取り組みます。

（幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン¹³の共有と関係取組みの推進）

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、関係する取組みを推進します。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちがひとしく、切れ目なく保障されるよう取り組みます。

（地域の身近な場を通じた支援の充実）

希望する誰もが利用しやすい幼稚園・保育所・認定こども園の実現に向けて、待機児童対策に取り組む等、制度設計や環境改善を進めるとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域子育て支援拠点、保育所、認定こども園、幼稚園など地域の身近な場を通じた支援を充実します。特に、全ての家庭について、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、安心して子育てができるよう、熊本市と連携して、3歳未満のこどもを対象とする「こども誰でも通園制度」の試行実施で得た知見等を他市町村に共有する等して、同制度の試行実施・本格実施への対応を万全にします。

幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、必要に応じて利用につなげていきます。あわせて、病児保育の充実を図るとともに、こどもが病気のときには休暇を取れるよう、職場における休暇取得の気運を醸成します。

¹² 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいいます。

¹³ 令和5年（2023年）12月22日閣議決定。

1 (幼児教育・保育の質の向上と幼保等・小・中の円滑な接続)

2 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、
3 幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、こどもの
4 主体的な活動を大切にした教育・保育の推進や保育所等への指導・監査等により、幼児教
5 育・保育の質の向上を図り、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ
6 様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこど
7 もの健やかな成長を支えています。

8 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよ
9 う、学びの連続性を踏まえ、幼保等・小・中の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要
10 な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育、中
11 学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

12

13 (3) 学童期・思春期の支援

14

15 (学童期)

16 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳
17 性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断
18 や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任
19 を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。

20 学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した
21 課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を
22 整えていくことが重要です。

23

24 (思春期)

25 思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があるこ
26 とに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割
27 を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

28 一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛
29 などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めること
30 ができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくこ
31 とが望まれます。

32

33 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

34

35 ア 質の高い教育の推進

36

37 こどもたちが安心して笑顔で育つ、持続的で活力あふれる熊本の未来を創る基盤となるの
38 は「教育」であり、変化の激しい時代の中、こどもが未来の社会を自立的に生き、社会に参

画するための資質や能力を習得できる教育を推進する必要があります。

そのため、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く、熊本の人づくり」の理念のもと、質の高い教育を推進します。

（家庭・地域の教育力の向上）

家庭を基盤とし、社会全体でこどもの学びや成長を支えるため、「くまもと家庭教育支援条例」（熊本県条例第 88 号）に基づき、家庭教育を支援します。

また、地域の教育力向上に取り組むとともに、就学前教育の充実と小学校以降の教育との円滑な接続に取り組みます。

（安全・安心に過ごせる学校づくり）

「いじめは絶対に許されない」という認識を持ち、いじめの未然防止や早期発見・解消を図るとともに、相談・支援体制の充実に取り組みます。

不登校への対応について、専門機関との連携を強化し、早期支援の充実を図るとともに、教室外・学校外の学びの場の充実や I C T の活用等により、全ての不登校児童生徒の学びの場の確保を行い、学びたいと思った時に学べる環境の整備に取り組みます。

様々な人権問題を自分のこととして考え、行動できる態度を身に付けるための人権教育に取り組みます。

（確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成）

児童生徒の可能性を引き出し、能動的に学ぶ力を身に付け、論理的思考力や創造性、課題発見・解決能力を育成することを目指し、授業の質を高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

地域や家庭環境に左右されず、質の高い学習環境を享受できるよう、I C T の活用や遠隔授業の推進等に取り組みます。

豊かな心の育成のため、道徳教育を推進するとともに、社会貢献・参画意識の向上、文化・芸術との触れ合いによる豊かな感性の育成等に取り組みます。

健やかな体の育成のため、運動やスポーツに触れる機会を増やすとともに、県産食材を活用した学校給食の推進など食育の充実に取り組みます。

（障がいや多様な教育的ニーズに応える）

小中高校各段階に応じて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学び育ちあうとともに、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を市町村教育委員会等と連携して推進します。障がいのある児童生徒のさまざまな事情や増加する教育的ニーズに応える指導・支援を提供できるよう、I C T 環境や特別支援教育支援員の配置の充実、通級による指導の充実、特別支援学校の環境整備等の教育環境を充実させます。

1 (キャリア教育の充実、グローバル人材の育成)

2 こどもたちが社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来の自分の進
3 路を描くことができるようキャリア教育の充実を図り、地域社会で活躍できる産業人材の育
4 成に取り組めます。

5 外国語教育の充実や海外留学促進を図るとともに、国際的素養を身に付けることができる
6 よう「国際バカロレア教育」を導入するなど、熊本発のグローバル人材の育成に取り組ま
7 ます。

8 地域に誇りを持った熊本発のグローバル人材育成のため、地域の伝統や文化等に関する学
9 習等を通し、ふるさとを愛する心の醸成を行い、郷土に対する理解や愛着を深めます。

10

11 (魅力ある学校づくり)

12 生徒の希望に応じた教育が受けられ、生徒の個性がキラリと光る、魅力ある県立高校づく
13 りに取り組めます。

14 優れた才能や個性を伸ばすため、理数教育や国際教育の充実を図るとともに、スポーツや
15 文化芸術分野で活躍する人材の育成に取り組めます。

16 部活動への地域のスポーツ人材の活用等、地域のさまざまなパートナーに参画いただき、
17 学びの充実を図ることで魅力的な学校づくりを進めます。

18

19 (こどもたちの学びを支える環境づくり)

20 厳しい環境に置かれている児童生徒への支援を強化し、奨学金の活用など、意欲に応じて
21 誰もが教育を受けることができる環境を構築します。

22 教職員を支援する人材の配置・体制を拡充するとともに、BPR（業務の抜本改革）の手
23 法を取り入れ、校務DXを図り、働き方改革を推進します。

24 ICTを活用した教育DXの推進により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的
25 充実を図ります。

26

27 (文化・スポーツの振興等)

28 地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに対する関心を高め、文化に親しむ環境づくりを
29 推進するとともに、熊本が全国に誇る貴重な文化財の保存・活用に取り組めます。

30 スポーツを親しむことができる環境を創出するとともに、競技スポーツの競技力向上を図
31 り、こどもたちに夢と希望を与えるトップアスリートの育成に取り組めます。

32 図書館機能の充実を図り、熊本の文学・歴史を学ぶ機会や本に親しむ機会を確保し、学習
33 する機会の提供に取り組めます。

34

35 イ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

36

37 こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の
38 課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることがで

1 きるよう、主権者教育を推進します。

2 こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持
3 って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図りま
4 す。

5 金融経済教育の機会の提供に向けた取組みを推進するため、金融経済教育の更なる充実を
6 通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組めます。

7 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会な
8 どを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取
9 り組みます。

10 こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立
11 に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組みを推進します。職場体
12 験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。こども・若者の自己実現
13 につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組
14 みます。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変
15 化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取
16 組みを一層推進します。

17 こども・若者が、選挙制度や選挙の大切さを理解し、将来、有権者として主体的に自らの意
18 思を政治に反映させる行動をとることができるように、市町村選挙管理委員会と連携して、選
19 挙出前授業を実施します。選挙は、有権者の意思を政治に反映させる大切な機会ですが、投票
20 率は低下傾向にあり、特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低くなっています。選挙
21 出前授業では、生徒会役員選挙などこども・若者にとって身近な意思決定の機会に合わせ、選
22 挙の意義や重要性を自分のこととして学ぶ機会などを提供します。

23

24 ウ 居場所づくり

25

26 その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立
27 って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

28 その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂
29 （地域食堂）や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育
30 施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

31 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよ
32 う、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後
33 のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童
34 クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消と「小1の壁」「小4の壁」の克服を図
35 るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等
36 の放課後児童対策に取り組めます。

37

38 エ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実等

重篤な小児救急患者等に 24 時間体制で対応するため、小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院の整備の支援など、小児救急医療体制の充実を図るとともに、子ども医療電話相談事業（#8000）の実施により、夜間・休日の子どもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

小児医療体制の課題や必要な取組みを検討するため、小児医療体制検討会議等を開催するとともに、小児医療に係る周産期医療等の関係機関との連携を強化します。加えて、新生児集中治療室（NICU）退院児等の在宅移行の支援等においては、小児在宅医療支援センター等が中心となり、中核となる病院、市町村との連携を図ります。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、思春期保健教育や性と健康に関する普及啓発・相談支援を進めます。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進めます。

こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や学校薬剤師等による薬物乱用防止教育など、学校保健を充実します。

2 若者の夢が実現できる環境整備

若者・子育て世代の所得を伸ばし、現在の生活に対する満足度を高めることは、少子化の傾向の反転を目指した取組みとして不可欠です。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備することで将来に希望を持って生きられる熊本をつくることが重要です。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

（１） 高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。

大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進めます。

在学段階から職業意識の形成支援や労働関係法令の教育を行うとともに、学生のキャリア

1 形成支援やライフプランニング教育を推進します。

2 大学等における学生の自殺対策などの取組みや、障がいのある学生への支援を推進しま
3 す。

4 青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯
5 学習の取組みを促します。

7 (2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組み

9 (若者の県内就労・就業促進)

10 ジョブカフェやジョブカフェ・ランチにおいて、仕事を探している若者一人一人に合わ
11 せた細かな支援を行うことで、若者の正社員としての就労につなげていきます。また、若者
12 を正社員として採用した実績や多様な働き方の支援策、育児・介護に関する事業所独自の取
13 組みを評価するブライト企業認定制度の普及や、ハローワークや地域若者ステーション等と
14 の連携により、若者が県内で働くことに希望を持てるように努めます。

15 産業界との連携やしごとコーディネーター等を配置することにより、高校と県内企業間の
16 関係強化や、相互の求人・求職情報を共有する仕組みの構築などを進めます。

17 生徒や保護者の県内企業に関する理解促進を図り、生徒が地元で働くことに希望を持てる
18 ように努めるとともに、社会生活への円滑な移行等の取組みを進めます。

19 また、農林水産業を志す若者に対しては、各分野における新規就業を支援する機関等と連
20 携し、相談・研修・就業・定着の各段階において、必要なノウハウの提供や資機材導入助成
21 等きめ細やかな支援を行います。

23 (移住・定住支援、企業誘致、創業支援等)

24 市町村等との緊密な連携のもと、熊本に魅力を感じている人たちに向けて、働く場の確保
25 を含めた総合的な移住・定住施策をワンストップで積極的に展開します。特に、若者、中で
26 も女性が県外に流出していることを踏まえ、本県において若者や女性が活躍できる環境を整
27 備することが必要であり、分厚い中間層の形成に向けて、持続的に若い世代の所得が向上
28 し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくために多彩なジャンルの企業
29 誘致や若者の創業支援等の取組みを支援していきます。このうち、若者の創業支援に関して
30 は、起業家として活躍する移住・定住者が新たな産業の創出、地域課題の解決等において果
31 たす重要な役割を踏まえ、起業含みで大都市からの移住・定住を検討する人に熊本を選んで
32 もらえるような、魅力的な起業家支援も実施します。

33 県内の制度参加企業に就職した若者の奨学金返還やUターン費用を企業と県が半分ずつ負
34 担して支援する「ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度」(くま活サポート)
35 を引き続き活用して、県内で働きたい若者を支援します。

37 (雇用と経済的基盤の安定のための取組み)

38 賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなる

よう、希望する非正規雇用労働者の正規化や働きに応じた公正な処遇を推進するため、県内企業への呼びかけを進めます。

(3) 魅力的な地域づくり等

熊本が大好きなこどもたちが、熊本で暮らし続けられるとともに、一旦県外に出た出身者が喜んで故郷に帰ってこられるよう、県内各地でこども・若者にとって魅力的な地域づくりを推進します。

その一環として、こどもまんなか応援サポーター¹⁴に就任しているくまモンが、これまで以上にイベント等への出演を通じてこども・若者に直接的に働きかけるとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、熊本に住み、子育てをすることの良さを県内外、ひいては海外へ向けてアピールしていきます。

国に対して、人口戦略を国政中核的課題と位置づけ、人口戦略を不退転の決意で総合的に推進する組織や態勢を整えるよう、引き続き求め続けます。

(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知します。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう情報等を周知します。

3 希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。また、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化しています。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはなりません。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要です。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社

¹⁴ こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等をいいます。

1 会全体で若い世代を支えていくことが重要です。

2 これらを踏まえ、以下の施策に取り組みます。

4 (1) 結婚支援

6 令和5年度(2023年度)に実施した県民アンケートによれば、結婚につながるきっかけや
7 タイミングで一番大きいものは「結婚したいと思える相手と自ら出会えた、確信したとき」
8 です。婚活イベントの開催や、結婚の決断を後押しする結婚相談窓口・結婚情報発信の充
9 実、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援等により、婚活・結婚を重点的に支援しま
10 す。

12 (2) 不妊治療等の支援

14 不妊治療に対する費用助成など不妊症や不育症の治療に係る支援を充実させるとともに、
15 仕事と不妊治療の両立など妊娠や出産に伴う悩み、こどもを迎えたいと願った際に直面する
16 悩みに対応する相談体制・情報提供を強化します。また、不妊症や不育症、出生前検査など
17 妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ります。

19 (3) 出産支援と産後等の支援

21 (周産期医療体制の充実)

22 県内どこでも安心して出産できる環境づくりを推進するため、総合的な周産期医療体制を
23 充実させます。

24 具体的には、限られた医療資源の中で周産期医療体制を維持していくため、周産期医療協
25 議会¹⁵の開催、周産期母子医療センター¹⁶等への緊急連絡用の専用携帯電話の配備及びくまも
26 とメディカルネットワーク¹⁷の活用等により、周産期母子医療センター、地域周産期中核病
27 院¹⁸と地域の産科医療施設等との更なる連携強化を推進します。

28 また、低出生体重児や極低出生体重児の出生を減少させるため、産科・歯科医療機関及び
29 行政が連携して行う「熊本型早産予防対策」に取り組む市町村を拡大するとともに、妊娠中
30 の健康管理を徹底するため、妊婦等への禁煙や歯周病予防の指導、妊婦健診の受診勧奨等の
31 啓発を行います。

¹⁵ 周産期医療体制の課題や必要な取組みを検討するために実施している協議会です。

¹⁶ リスクの高い妊娠に対する医療を提供する医療機関です。母体又は胎児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療を提供する総合周産期母子医療センターと、周産期に係る比較的高度な医療行為を行う地域周産期母子医療センターに分かれます。

¹⁷ ICTを活用し、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設、事業所など関係機関をネットワークでつなぐシステムです。このシステムを活用することにより、関係機関間の患者情報等の共有が可能になり、適切な医療・介護の提供に役立てることが出来ます。

¹⁸ 周産期医療圏域毎に状態が安定している「母体」又は「新生児」の管理を担う中核的な医療機関です。

加えて、新生児集中治療室（NICU）退院児等の在宅移行支援や産後ケア事業の利用促進等においては、周産期医療の関係者と小児医療、保健、福祉等に携わる市町村や関係機関等との連携体制の構築を図ります。

あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援を行うほか、医療と母子保健との連携や周産期医療を行う病院の横の連携を推進します。

なお、血液製剤の安定供給等を図ることで、安心安全な出産に備えます。

（産後等の支援）

産後ケアについては、市町村域を超えた広域的体制の整備等、事業の充実を図るとともに、利用者の負担軽減等利用しやすい方法の検討を行います。

市町村と連携して、産後ケア等で流産・死産の際のグリーフケア¹⁹について支援体制を確保し、養育者のメンタルヘルスに係る取組みを進めるなど、安心して出産ができる環境を整えます。

（産前から産後までの切れ目ない支援）

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を提供できる体制整備を支援し、市町村の児童福祉業務との連携を推進することで、熊本モデルの児童相談体制を充実・強化します。

妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と経済的支援を一体として実施する「妊婦のための支援給付」を充実させるとともに、市町村が給付金を現金以外で給付する場合に使用可能なシステムの活用について推進します。

（妊娠・出産に関する相談・健診等の支援）

こどもの健康を守るための様々な検査・健診を、全てのこどもがどの居住先でも等しく受診できるよう、必要な制度設計を国に求めます。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進めます。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院、母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組みを進めます。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング検査等を推進するほか、国に対して公費検査の対象項目の追加を要望していきます。

新生児聴覚検査など聴覚障がい早期発見・早期療育に資する取組みを進めます。

（個々の育児の状況に応じた保護者への支援の強化）

悩みを抱える保護者等を早期に発見し、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、切れ目ない乳幼児健診・相談支援等を推進します。

こどもの心身の状態や発達・発育の偏り、慢性疾患等により育てにくさを感じる保護者を

¹⁹ 悲しみを抱える遺族に寄り添いサポートすることをいいます。

支援するため、医療機関や市町村、県庁内各課等の関係者による連携した支援や専門的相談などを行います。

小児慢性特定疾病を持つこどもに対しては、地域の支援体制を確立するための協議会により、引き続き支援を行います。

4 あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

（子育て当事者を地域で支える取組み）

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

子育て当事者が、不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

（共働き、共育で世帯への支援）

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働きの意思のある家庭向けに共働き・共育を推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する必要があります。

固定的性別役割分担意識や長時間労働等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図ることができるよう、職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む必要があります。

また、子育て当事者が、共働き・共育を実現するために必要な情報や支援が得られるようにすることが重要です。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組めます。

（１）子育てや教育に関する経済的負担への対応

子ども医療費助成制度や幼児教育・保育の無償化など子育てに係る基幹的な経済的支援について、全国一律の制度化と支援基準の充実を図ることを国に求めるとともに、国の動向を踏まえつつ、今後も引き続き、子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援を行います。

また、高等学校等の奨学給付金や育英資金制度を着実に実施するとともに、ニーズの変化に対応して必要な措置を検討します。

(2) 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築

(地域で子育てする環境の構築)

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援として、地域子育て支援拠点や一時預かり、ファミリーサポートセンター、子育て短期支援のほか、子育て世帯を支援する取組みを進めます。

(安心して子育てできる環境の構築)

子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。

(親の学びと家庭教育支援)

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るほか、くまもと家庭教育支援条例に基づき、親としての学び²⁰を支援する講座の充実その他の保護者の学習の機会の提供、市町村と連携した家庭教育支援員の配置促進を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

また、同条例を踏まえて、県は、学校等がこどもの発達段階に応じた親（おとな）になるための学び²¹の機会を提供するなど、家庭教育を総合的に支援します。

(3) 安心して働ける職場環境づくり等

(共働き、共育て世帯への支援)

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働きの意思を持つ家庭向けに共働き・共育てを推進します。

結婚後・出産後・子育て中も安心して働きたいと思える職場環境づくりを県民運動として推進します。

熊本市で実証中のこどもの習い事への送り迎えをする乗り合わせのA I デマンドタクシーの動向を注視しつつ、放課後のこどもの交通手段の確保など、子育て世代における育児と仕

²⁰ 保護者が、こどもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいいます。

²¹ こどもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親（おとな）になることについて学ぶことをいいます。

1 事の両立支援を図り、働く保護者のキャリア進展、世帯所得の向上、さらには、もう一人こ
2 どもが欲しいと思える熊本を構築します。

3 4 (職場風土や意識の改革)

5 職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性、女性を問わず、従業員が希望どおり、気兼ね
6 なく育児に関する休暇・休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事
7 と子育てを両立できる職場環境づくりを進めていきます。

8 国と連携したワークルールの周知等により、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとと
9 もに、こどもの行事や発病時の男性の休暇勧奨をはじめとする男性の家事・子育てへの参画
10 の促進、企業の福利厚生の実施を働きかけること等により、女性に一方的に負担が偏る状況
11 を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進めま
12 す。

13 子育てのために休暇をとる方とこどものいない方との間で社会的な分断が生じないよう啓
14 発に努めます。

15 16 (県庁での率先的な取組み)

17 県庁全体が率先垂範の意識を持ち、職員の育児等のライフイベントの都合に合わせた時間
18 と場所にとらわれない働き方（テレワーク等）の推進や福利厚生の実施など働きやすい職場
19 環境づくりを行うことで育児とキャリアアップの両立を支援するとともに、男性職員の育児
20 参画を促すほか、無理のない女性の管理職への登用拡大を含め、職員が活躍できる職場環境
21 づくりに率先して取り組みます。

22 こうした働き方改革やICTツールの導入など、県民や企業に取組みを求める前に、県庁
23 が先ず実行します。

24 25 (取組みの県内への波及)

26 県庁での率先的な取組みの上で、知事自ら先頭に立ち、企業・団体との対話を重ね、安心
27 して働ける職場環境づくりの実現を推進します。

28 また、結婚・子育て・介護など従業員の生活と仕事の充実を応援する「よかボス企業」
29 や、働く人がいきいきと輝き安心して働き続けられる「ブライト企業」を優遇する施策を全
30 庁挙げて充実させ、登録企業をさらに増やすとともに、産休・育休が昇任に与える悪影響を
31 排するなど、登録企業に取組みの深化を求めることで、従業員の労働環境や処遇の向上、職
32 場風土・意識の改革を進めます。

33 男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本
34 的な見直しにより実効性の高い取組みの横展開を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応
35 じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えると
36 ともに、共家事・共育てを推進していきます。

1 (4) ひとり親家庭への支援

2

3 本県においても全国同様、ひとり親家庭の相対的貧困率²²が40.9%と非常に高い水準にあ
4 ることを直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現につなげ
5 ます。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の
6 貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しいことに留意しま
7 す。

8 ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経
9 済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、資格取得
10 支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援
11 を進めます。

12 別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育て
13 を一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッ
14 シュ型による情報提供を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげるこ
15 とができる相談支援体制を強化します。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見
16 や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

17 こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、こ
18 どもと別居する親との安全・安心な交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養
19 育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

20

²² 貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

5 特に支援が必要なこどもへの支援

(1) こどもの貧困対策

こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような熊本をつくります。

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを県民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の解消に全力をあげて取り組みます。

(それぞれの夢に挑戦できる環境の整備)

全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにします。

学校をはじめとした地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りします。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。

(保護者の就労支援)

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。

特に生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

(社会の理解促進)

こどもの貧困は社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、国、県、市町村、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

(障がい児支援・医療的ケア児への支援)

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法、「障害のある人もな

い人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するために、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターに療育相談員を配置し、地域の障害児福祉サービス事業所等への支援機能の強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

県内3カ所の発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児のライフステージに応じた切れ目ない総合的な支援の充実を進めます。

熊本大学病院を熊本県医療的ケア児支援センターに指定し、医療的ケア児や重症心身障がい児に対する相談支援や情報提供、支援者養成等を行うほか、聴覚障がい児が適切な支援を円滑に受けられるよう、関係機関の連携体制の充実を図るなど、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進めます。障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障がい者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携のもとで早い段階から行っていきます。

福祉と教育機関が連携した上で早期療育を推進するとともに、特別支援教育については、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限りともに学び育ちあうための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組みを一層進めます。

障がいのあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきその自立を支援するための相談等を推進します。

こどもホスピスに関する県民への情報提供を行います。

（３） 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

（児童虐待防止対策の包括的な支援体制の強化）

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してき

1 ている状況等を踏まえ、全てのこどもを対象にした子育て支援を行う市町村と心理士等の専
2 門性を活かした相談対応等を行う児童家庭支援センター、そして、リスクの高い事案に対応
3 する児童相談所が有機的に連携した三層構造の児童相談体制により、子育てに困難を抱える
4 世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

5 (児童虐待の早期把握のための取組み)

7 虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないとい
8 う認識のもと、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズをキャッチし、こど
9 もや家庭の声を、当事者の置かれた状況を踏まえ、しっかりと受け止め、子育ての困難や不
10 安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把
11 握し、具体的な支援を行う必要があります。

12 このため、こども家庭センターの設置支援や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の
13 居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地
14 域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会な
15 どの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組みを強化します。

16 (予期せぬ妊娠への対応)

17 虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月
18 児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する
19 相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支
20 援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相
21 談窓口の周知などに取り組めます。

22 (一時保護等)

23 こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏ま
24 え、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとと
25 もに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進します。また、虐待等により家庭から
26 孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組
27 みます。

28 児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつ
29 こどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所
30 等によるこどもの意見聴取等を行うとともに、意見表明等の支援を実施し、こどもの権利擁
31 護を実現できる環境整備を積極的に推進します。また、一時保護開始時の司法審査の適切な
32 実施を図ります。

33 また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、
34 親子関係の再構築支援を推進します。

35 (性被害への対応)

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。また、こどもからの意見聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

(体制の整備)

こども家庭福祉分野は、虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められます。児童相談所への相談・通報が急増している中、こどもの安全・安心の確保を図るため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を県全体で進めます。また、支援現場の業務効率化のためのＩＣＴ化を推進します。

イ 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

(家庭での養育が困難又は適当でない場合)

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが温かい家庭環境の中で豊かな愛情を注がれて育つよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めます。

(家庭や里親等での養育が適当でない場合)

家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、質の高い個別的なケアを実現するための児童養護施設等の小規模化・地域分散化、ケアニーズが高いこどもへの専門的な対応等を担うための高機能化・多機能化等の環境改善や、その人材確保に努めます。

(社会的養護の支援の質の向上、こどもの意見尊重等)

児童養護施設等の多機能化・高機能化を図ります。また、社会的養護のもとにあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図ります。これらの際、意見表明等の支援を行うことなどにより、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進します。

1 (自立支援)

2 施設や里親等のもとで育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や
3 自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困
4 難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進め
5 るとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよ
6 う支援します。社会的養護の経験はないけれども同様に様々な困難に直面している若者につ
7 いても支援の対象として位置付けて支援に取り組みます。

8

9 ウ ヤングケアラーへの支援

10

11 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、
12 いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出て
13 しまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自
14 覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報
15 共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげ
16 ていきます。

17 家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントに
18 より世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

19

20 (4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組み

21

22 (こども・若者の自殺対策)

23 熊本県の自殺死亡率は、全国で少ない方から 13 番目に位置しているものの、20 歳代以下
24 のこども・若者の自殺者数は横ばいで推移しており、また、20 歳代以下の死因の第 1 位は自
25 殺であり、こども・若者の自殺対策は喫緊の課題となっています。

26 そのため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、
27 こども・若者への自殺対策を強力に推進します。

28 こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因
29 分析や、SOS の出し方や心の危機に陥った友人等からの SOS の受け止め方に関する教育
30 を含む自殺予防教育、1 人 1 台端末等の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS 等
31 を活用した相談体制の整備、多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自
32 殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にあ
33 る長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱²³
34 及びこどもの自殺対策緊急強化プラン²⁴及びくまもと障がい者プランに基づく総合的な取組
35 みを進めていきます。

36

²³ 令和 4 年（2022 年）10 月 14 日閣議決定。

²⁴ 令和 5 年（2023 年）6 月 2 日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

1 (こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

2 こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得
3 支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング²⁵の利用促進、ペアレンタルコント
4 ロール²⁶による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境
5 整備に取り組みます。

6
7 (こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

8 こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を
9 及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれた
10 こども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識のもと、こども・
11 若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組み、被害当事者への支援、継続的
12 な啓発活動の実施等、総合的な取組みを進めていきます。

13 生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学
14 校・園における生命（いのち）の安全教育を実施します。

15 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版D B S）の活用に向けた周知に
16 取り組みます。

17 こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周
18 知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体
19 制の充実のための取組みを推進します。

20
21 (犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

22 こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが
23 健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防
24 災対策等を進めます。

25 特に、こどもが犯罪や交通事故の被害に遭わないよう、通学路の見守りカメラの設置や、
26 防犯ボランティア団体、地域のスクールガードによる登下校時の見守り活動の支援を検討し
27 ます。

28 こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体
29 験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進します。県職員が市町村
30 に直接出向き、地域で一緒に連携することで、例えばマイタイムラインの普及啓発等により
31 こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

32 医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）等の薬物乱用を防ぐため、関係機関と連携し、薬物

²⁵ 青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

²⁶ 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理することをいいます。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれます。

- 1 乱用のない環境づくりの推進に取り組めます。
- 2 チャイルド・デス・レビュー（CDR Child Death Review）²⁷の体制整備に必要な検討を
- 3 進めます。
- 4
- 5 （非行防止と自立支援）
- 6 こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を
- 7 行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。
- 8 社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会
- 9 気運の向上を図ります。

10

²⁷ こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたものです。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映

(1) こども・若者の意見の政策への反映

(県における取組みの推進)

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組みを推進し、こども・若者の意見の政策への反映を進めます。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築します。

各部局の各種審議会、検討会等におけるこども施策に関する審議・検討にあたっては、こども・若者、子育て当事者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

平成23年(2011年)から実施している熊本県高校生県議会について、引き続き実施するとともに、その周知広報を行います。

(市町村における取組み促進)

こどもや若者にとってより身近な施策を行う市町村において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組みが着実に行われるよう、国が作成したガイドラインの周知や好事例の横展開等の情報提供を行います。

学校等においてこどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与する先導的な取組事例について周知します。

(社会参画や意見表明の機会の充実)

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知します。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、意見表明を行う際にも必要な支援を行うよう努めます。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。

(多様な声を施策に反映させる工夫)

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障がい・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らすこど

も、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者、乳幼児を含む低年齢の子ども、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてない子どもや若者がいることを認識し、全ての子ども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をします。

(地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点との連携強化)

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化します。

(2) 子育て世代や保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見の反映

こども未来創造会議を開催し、こども・若者だけでなく子育て世代や保育・教育・母子保健の現場で働く方など当事者・関係者の意見をこども施策に反映します。

(3) 所管業界との職場環境づくりに関する意見交換

令和6年度(2024年度)から、「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、幅広い部局が関わっていることから、各部局が所管する業界とも、職場環境づくりについて継続的に意見交換を行います。

2 こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

(1) こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

(2) こども・若者、子育て当事者を支援する人への支援

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めます。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケ

アに取り組めます。こどものことが好きでこどもや子育て当事者に関わる者が、それぞれの希望に応じて結婚、妊娠、出産、子育てができるように支援します。

幼児教育・保育を担う教員・保育士等スタッフ全員がこどもに笑顔で接することができるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めるべく、国に制度改正を求めるとともに、県としても幼児教育・保育を担う人材の育成及び体制整備を進めつつ、こどものために幼児教育・保育で働くことの良さ・素晴らしさを積極的に情報発信して人材確保に努めます。

また、人口減少地域においても安定的に保育所等を運営できるよう支援制度の拡充を国に引き続き要望していきます。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成します。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

教職員を支援する人材の配置・体制を拡充するとともに、BPR（業務の抜本改革）の手法を取り入れ、校務DXを図り、働き方改革を推進します。

3 こども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりのための気運醸成

（１） 社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、また、こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援し、社会全体で「将来世代」を支え、育てる気運の醸成に取り組めます。

特に、「こども食堂」、「地域の学習教室」、「地域未来塾」、「地域の縁がわ」など、こどもが気軽に集える地域の居場所づくりを支援するなどして、こどもや子育て世代と地域とのつながりを強め、支援が必要なこども・家庭の早期発見や早期の包括的支援につなげるだけでなく、地域全体でこどもの育ちを応援する気運を醸成します。

（２） こども・若者、子育て当事者に優しい社会づくり

こども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組みを通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

4 その他のこども施策の共通の基盤となる取組み

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたエビデンスの活用

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスを踏まえて多面的に施策を立案し、評価し、改善していきます。

その際、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進めます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて、国における検討状況を踏まえた上で検討していきます。

良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識のもと、各部局が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査の充実や必要なデータの整備等を進めます。

(2) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、県内の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関等（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関、助産所及び薬局）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を推進することにより、県内の共助体制の構築を図ります。

市町村におけるこども家庭センターの設置支援を進めるとともに、こども家庭センターや子ども・若者総合相談センター等におけるこども・若者や子育て当事者の相談支援を強化します。

国が示すこどもデータ連携に係るガイドラインを参考に、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組みを推進します。

(3) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報

1 発信

3 (子育てに係る手続き・事務負担の軽減)

4 制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、プッシュ型
5 通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップ
6 で行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当
7 事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図りま
8 す。

10 (必要な支援を必要な人に届けるための情報発信)

11 こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすく
12 まとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすい
13 SNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができる
14 オンラインでの支援、部門を超えて横の連携をとって事業を組み合わせでコーディネートす
15 るなど、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向
16 上を図ります。

19 5 施策の推進体制等

21 (1) 本県における推進体制

23 こども・子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業者が連携して子育て支援
24 等に取り組んでいくことが大切であるため、県、市町村、子育て当事者、教育・保育等を行
25 う者、県民及び事業者の責務や役割を、熊本県子ども輝き条例等を踏まえて次のとおり明確
26 にし、互いに連携して推進します。

27 また、推進の方向性を熊本県子ども・子育て会議及び「こどもまんなか熊本」推進本部で
28 審議します。なお、こども・若者の育ちの大きな柱である教育の推進については、本計画に
29 掲げる事項のほか、「熊本県教育大綱」及び「熊本県教育振興基本計画」に沿った取組みを推
30 進します。

32 (県の取組み)

33 県は、こどもまんなか熊本の実現に向けて、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備
34 その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していきます。

35 具体的には、

- 36 ・ 「こどもまんなか熊本」推進本部会議を中心に、知事のリーダーシップのもと、県庁一
37 体となって、こどもまんなか熊本・実現計画を総合的に推進します。その際、基本方針・
38 総合戦略等の他の計画と整合的に進めることに留意します。

- ・ こども施策の実施の推進及び関係部局相互の調整等のため、関係部局の課長級からなる幹事会を活用します。幹事会構成員は、所属部局におけるこども施策の推進の中核として部局内関係施策の取りまとめと推進を担います。
 - ・ 「こどもまんなか熊本」推進本部において、基本方針編に基づき具体的に取り組む施策を具体施策編として取りまとめます。熊本県子ども・子育て会議において、施策の実施状況や本計画に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、「こどもまんなか熊本」推進本部において、毎年秋頃を目途に具体施策編の改訂版の中間整理を行い、関係部局の予算要求等に反映するとともに、春頃を目途に改訂版を公表します。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図ります。
 - ・ 具体施策編の実施状況とその効果、基本方針編に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、基本方針編を見直します。
 - ・ 熊本県子ども・子育て会議は、本県におけるこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。
 - ・ 県は、こども・子育て政策を担当する健康福祉部長を中心に関係部局が連携し、こども・子育て関連施策についての企画及び立案並びに施策の実施を担います。
 - ・ 県は、市町村、子育て当事者、教育、保育等を行う者、県民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、それぞれが連携協力して子育て支援等を行うことができるよう、必要な助言及び適切な援助に努めます。
- また、県は、本計画の内容について、こどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞれの立場で取組みを進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていきます。

(市町村の役割)

市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担う等、重要な役割を担っていることから、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めることが期待されます。

また、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めることが期待されます。

(子育て当事者の役割)

子育て当事者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、こどもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めることが期待されます。

(教育・保育等を行う者の役割)

こどもの教育・保育等を行う者は、こどもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、こどもの育ちを支援していくよう努めることが期待されます。

(県民および事業者の役割)

県民及び事業者は、こどもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、こどもの

育ちを支えていくよう努めることが期待されます。

県民は、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとします。

① すべてのこどもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。

② すべてのこどもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な支援を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。

③ すべてのこどもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。

④ すべてのこどもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育つことができること。

また、県民は、すべてのこどもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことが期待される。

① 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。

② 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。

③ 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。

④ 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

(2) 数値目標と指標の設定

基本方針編が目指す「こどもまんなか熊本」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を設定します。数値目標は、総花的に羅列するのではなく、戦略的に施策が進められるよう、基本方針編の体系・柱建てに沿って構造的に設定します。こども・若者、子育て当事者からみて何がどのように変わるのかがわかるようなものとなるよう留意します。

併せて、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定します。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については具体施策編において設定します。

おおむね5年後の基本方針編の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、熊本県子ども・子育て会議において検討します。

(3) 市町村こども計画の策定促進、市町村との連携

(市町村こども計画の策定促進)

こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努力義務が課せられています。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できるとされており、区域内の

1 こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする
2 ことなどが期待されています。

3 こども施策に関する計画を市町村こども計画として一体的に策定する市町村を積極的に支
4 援します。

5

6 (市町村との連携)

7 県と市町村が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、県と市町村
8 の視点を共有しながら、こども施策を推進していきます。市町村の取組状況を把握し、その
9 取組みが促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつ
10 つ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた市町村の先進的な取組みを横展開
11 し、必要に応じて施策に落とし込んでいきます。

12

13 (4) 安定的な国の財源の確保

14

15 令和6年(2024年)3月2日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可
16 能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育
17 て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施
18 策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的
19 かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、こどもまんなか
20 熊本・実現計画を推進するために必要な安定的な国の財源の確保について、国への要望を引
21 き続き実施していきます。

22

23

24 別添 教育・保育の提供体制

25

26 参考資料

27 1 計画の目標指標一覧

28 2 第2期子ども・子育てプランにおける進捗状況

29 3 相談窓口

30

31 (注) 別添(教育・保育の量の見込み等の提供体制)及び参考資料は中間整理時点では記載
32 しない。

小学生～高校生年代向け

こどもに関する取り組みで熊本県が大事にすること
～「こどもまんなか熊本」の実現に向けて～

「こどもまんなか熊本・実現計画」のやさしい版

令和6年(2024年)10月4日
健康福祉部



はじめに

- みなさんが幸せに^{しあわ}くらして、すくすくと^{せいちょう}成長できる「こどもまんなか熊本^{くまもと}」をつくるために、熊本県^{くまもとけん}は「こどもまんなか熊本・実現計画^{じつげんけいかく}」（こどもに関する^{かん}県の^{けん}取組み^{とりくみ}の^{きほんてき}基本的な方針^{ほうしん}）を作ろうとしています。
- この冊子^{さっし}は、おとなが話し合^{はな}って、こんな計画^{けいかく}がいいんじゃないかと思ったものをまとめたものです。
- みなさんといっしょに計画^{けいかく}を作^{つく}っていきたいので、次のページから書いていることについて「こういうことも大事^{だいじ}にしてほしい」「もっとこんな熊本^{くまもと}になったらいいな」「もっとこんなサポート^{さぽーと}をしてもらえたらいいな」という、みなさんの声^{こゑ}をきかせてください。

なんで計画を作るの？

- いじめや暴力^{ぼうりょく}、お金^{かね}の問題^{もんだい}、困^{こま}ったときに助けてくれるおとなの存在^{そんざい}など、今^{いま}もこどもに関わる課題^{かだい}がまだまだあります。
- そうした課題^{かだい}の解決^{かいけつ}に、社会全体^{しゃかいぜんたい}で取り組んでいく必要があります。
- みなさんが幸せに^{しあわ}くらして、笑顔^{えがお}で成長^{せいちょう}できる熊本^{くまもと}にしていくために、こどもにとって一番^{いちばん}良い^よことを優先^{ゆうせん}して取り組んでいきます。



どんなことを大切に^{たいせつ}するの？

つぎ 次の6つのことを たいせつ 大切に^{たいせつ}するよ



- すべてのこどもが^{しあわ}幸せにくらして、すくすくと^{せいちょう}成長できるようにします。
- ^{たの}楽しみながら^{こそだ}子育てができるようにします。
- こどもに^{みちか}身近なおとなたちが^{えがお}笑顔になれるようにします。
- こどもの^{せいちょう}成長に合わせて^あ十分な^{じゅうぶん}サポートを^{つづ}続けていきます。
- ^{くに}国や^すみんなの^{まち}住む町など、いろいろな^{ひと}人と^{きょうりよく}協力して^{すす}進めます。
- こどもや^{こそだ}子育て中の^{ちゅう}人^{ひと}と^{はな}話し^あ合^{すす}って進めていきます。

熊本県がこどものために取り組むうえで大切にすること

熊本県がこどものために取り組むうえで大切にすることは、次の3つに分かれます。
1つずつ、順番に見ていきます。

いつでも大切なこと

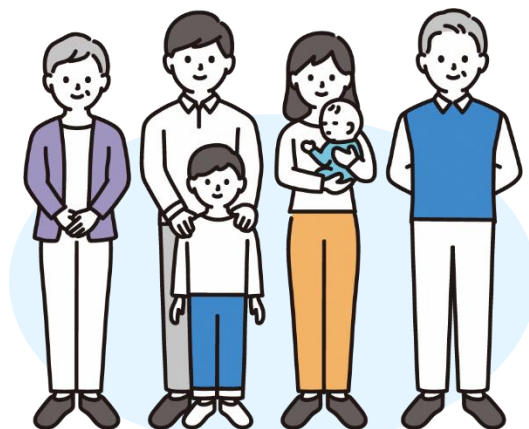
こどもの成長に合わせて
大切なこと



子育てサポートで大切なこと

いつでも大切なこと

- こどもも権利^{けんり}を持っている。このことを社会^{しゃかい}のみなさんに知^しってもらい、みなさんが学^{まな}べるようにします。
- 熊本県^{くまもとけん}が自然^{しぜん}豊^{ゆた}かで農業^{のうぎよう}や林業^{りんぎよう}、水産業^{すいさんぎよう}が盛^{さか}んなことを活^いかしながら、いろいろな体験^{たいけん}や遊び^{あそび}の機会^{きかい}をたくさん用意^{ようい}します。
- 病気^{びようき}や障がい^{しょうがい}のある子^こ、外国人^{がいこくじん}のこどもも支援^{しえん}していきます。
- 貧困^{ひんこん}な状況^{じょうきよう}で生まれ育^うっても、夢^{ゆめ}に挑戦^{ちょうせん}できるようにしていきます。
- こどもの体^{からだ}と心^{こころ}が傷^{きず}つからないように守^{まも}っていきます。
- 犯罪^{はんざい}からこどもを守^{まも}れるように、警察^{けいさつ}や学校^{がっこう}、住^すんでいる周り^{まわ}りのみんなで一緒^{いっしょ}に取り組^とんでいきます。
- こどもが快適^{かいてき}に移動^{いどう}できるように道^{みち}をつくったり、バスや電車^{でんしゃ}を便利^{べんり}にします。
- 将来^{しょうらい}おとなになったときにどんなことをしたいか考^{かんが}えるサポートをします。



こどもの成長に合わせて大切なこと

(6才くらいまでの間)

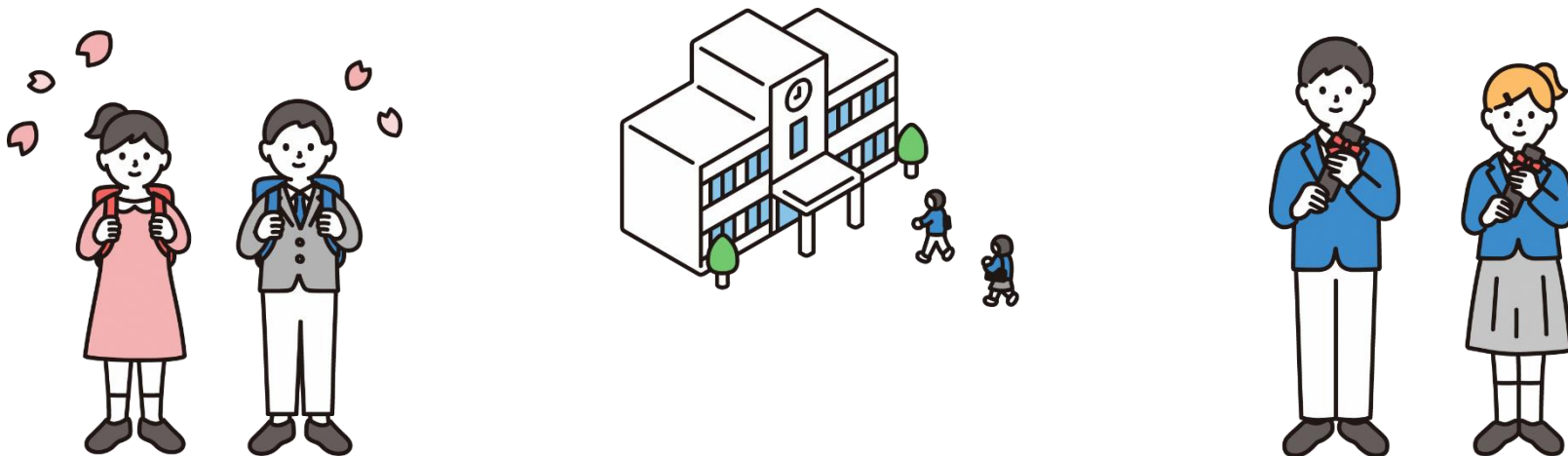
- こどもがお母さんのおなかの中にいるときから産まれた後も、親子がともに安心して元気にすごすためのサポートをします。
- 幼稚園や保育園などで、こどもの成長にとって大事な遊びの機会をたくさん用意して、良い学びができるようにしていきます。



こどもの成長に合わせて大切なこと

(6～18才くらいの時期)

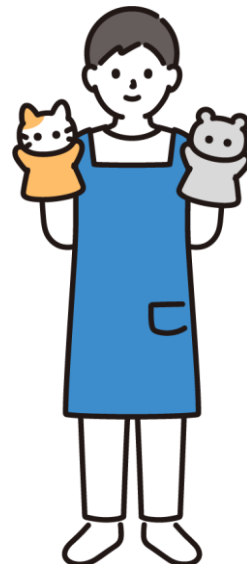
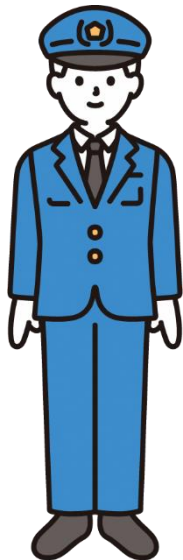
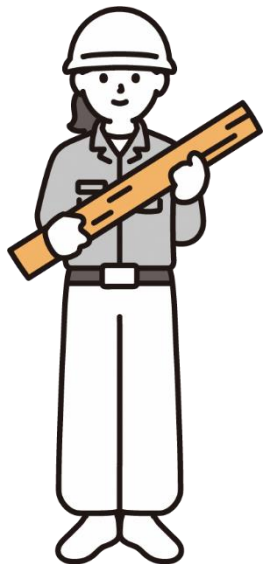
- 学校での生活がますます充実して楽しいものになり、みなさんが自分の良いところに気付けるように取り組みを進めていきます。たとえば、こどもや先生など、いろいろな人たちから、よりよい学校づくりにつながる意見を聞いて、形にしていきます。
- 道徳や学活（ホームルーム）なども使っていじめ問題について考えたり、タブレットなどを活用していじめを早く見つけたり、専門家に来てもらって相談しやすくしたりします。
- 不登校になったこどもが安心して学べるようにしていきます。
- こどもが先生から叩かれたり、不適切な指導をされたりすることはあってはいけません。そうしたことが起こらないようにします。
- ふるさとを誇りに思えるようにします。
- こどもが好きなことをしていい居場所を作っていきます。みんなにとって心地の良い居場所になるよう、しっかり意見を聞きます。
- おとなになって社会で生きていけるように、国や社会の仕組みなどの大事な知識を伝えます。



こどもの成長に合わせて大切なこと

(18才～の時期)

- 若者が自分に合う仕事を見つけ、経験を積んでいけるようにサポートします。
- 熊本に住み続けたいと思えるようなまちづくりをしていきます。
- 結婚をしたいのに出会いがない若者には、出会いの場を用意したり、結婚後の新しい生活を安心してスタートできるようにサポートしたりします。



子育てサポートで大切なこと

おじいちゃんおばあちゃんと住む家が減って、地域でも顔なじみの人が少なくなってきた今、お父さんお母さんは子育てで周りの人に頼りにくい状態です。そんな中でも安心して子育てができるように、次の4つを大事にして支援します。

子育てや教育にかかる
お金のサポートを続けます。

夫婦で協力して子育てを
できるようにしていきます。



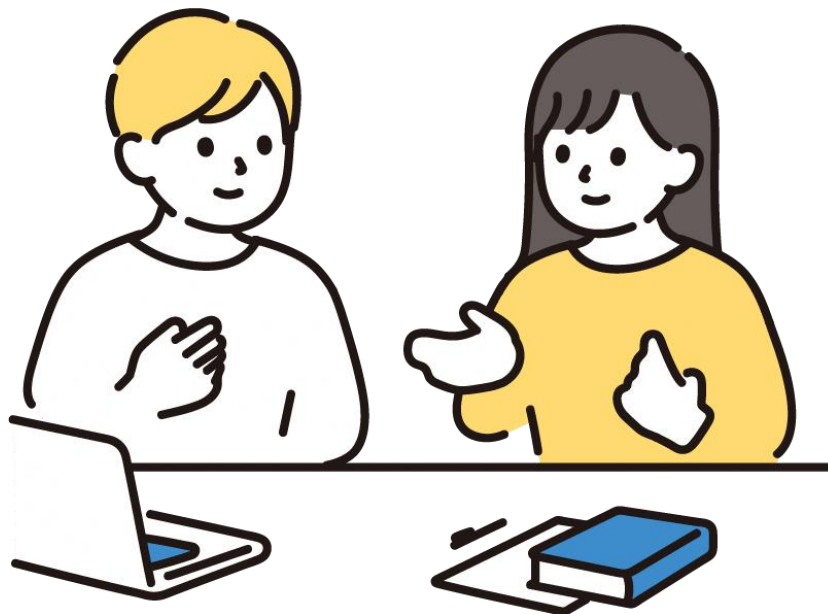
地域全体で子育てを
サポートします。

ひとり親の家を
サポートします。

「こどもまんなか熊本」をつくるために

(こどもの意見反映)

- こどもの考えを形にして、こどもがもっと社会に参加していけるように、こどもの意見を政策に反映していきます。みなさんが住む地域でもこどもが社会に参加して意見を形にできるようにしていきます。
- こどもが感じていることを大切にして、その感じていることを表現できるような場をつくっていきます。
- 障がいを持っているこどもや家族から暴力を受けているこどもなど、意見が聞かれにくいこどもも意見を社会に伝えられるように、いろいろな方法で意見を聞いていきます。



「こどもまんなか熊本」をつくるために

(その他のポイント)

- こどもや子育てのサポートをする人をサポートします。
- こどもが安心して、いろいろなサポートを頼れるように、社会全体の意識を変えていきます。
- いろいろなデータを参考に、良い政策を形にしていきます。
- こども・若者のサポートに関わる人や団体と今まで以上に協力します。
- 手続きのシンプル化や分かりやすい情報の発信をしていきます。
- 熊本県知事をリーダーに、県庁全体で取り組みます。
- 目標と評価のものさしを決めて、取り組みを進めます。
- お父さんお母さんが働く会社やみんなが住む地域、国と力を合わせて、サポートを形にします。
- 取り組みが正しく形になっているか、定期的に見直します。



「こういうことも大事^{だいじ}にしてほしい」
「もっとこんな熊本^{くまもと}になったらいいな」
「もっとこんなサポートをしてもらえたらいいな」

という、みなさんの声^{こえ}を聞^きかせてください。

以下のいずれかの方法で意見を出してください。

- 1. 右の二次元バーコードからアクセス



- 2. 電子メール

熊本県子ども未来課メールアドレス
yokaboss-bosyu@pref.kumamoto.lg.jp

- 3. FAX

096-383-1427
熊本県 健康福祉部子ども未来課 子育て支援企画班 行

- 4. 郵送

〒862-8570（郵便番号を記載されるだけで県庁に届きます。）
熊本県 健康福祉部子ども未来課 子育て支援企画班 行

一般向け



こどもに関する取組みで熊本県が大事にすること ～「こどもまんなか熊本」の実現に向けて～

「こどもまんなか熊本・実現計画」のやさしい版

令和6年(2024年)10月4日
健康福祉部



はじめに

- 県民の皆さんが幸せにくらして、すくすくと成長できる「こどもまんなか熊本」をつくるために、熊本県は「こどもまんなか熊本・実現計画」（こどもに関する県の取組みの基本的な方針）を作ろうとしています。
- この冊子は、有識者会議（熊本県子ども・子育て会議）で議論してとりまとめた計画の中間整理です。
- 県民の皆さんといっしょに計画を作っていきたいので、次のページから書いていることについて「こういうことも大事にしてほしい」「もっとこんな熊本になったらいいな」「もっとこんなサポートをしてもらえたらいいな」という、皆さんの声をお聞かせください。



なんで計画を作るの？

- 貧困や虐待、いじめ、インターネット利用に関する非行など、今もこどもに関わる課題が今も多くあります。
- また、合計特殊出生率は、令和5年（2023年）で1.47（全国：1.20）、出生数も減少傾向にあり、平成15年（2003年）以降、死亡率が出生数を上回る自然減の状態となっています。
- 人口減少は、地域経済に対し、生産力の低下や消費市場の規模縮小だけではなく、担い手不足や技術・技能の継承が困難となるなど、広範な影響を与えることが懸念されています。
- そうした課題の解決に、社会全体で取り組んでいく必要があります。
- こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本にしていくために、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組みを実施していきます。

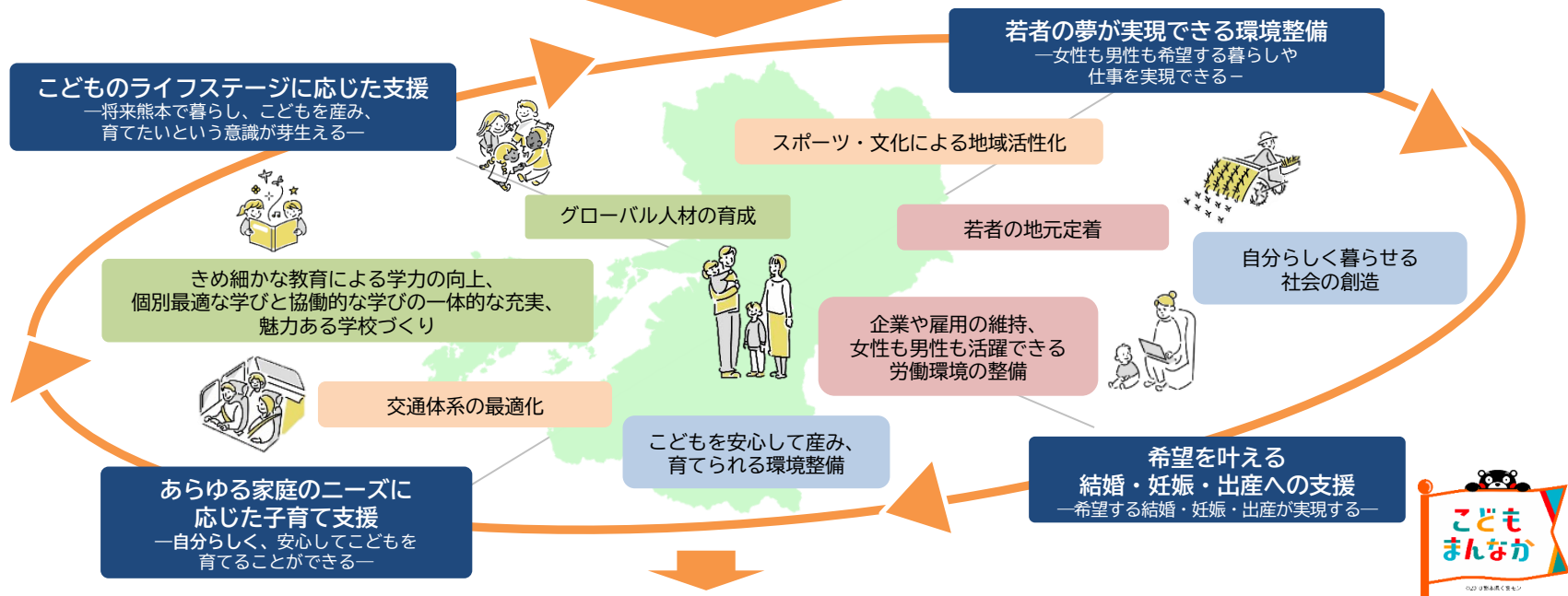


計画が目指す「こどもまんなか熊本」の考え方

- 「こどもまんなか熊本」は、**こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本**であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取り組みを実施する熊本です。
- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、**こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援します。**



**こども・若者、子育て当事者の視点(＝こどもまんなかの視点)に立って、
基本方針・総合戦略の重要な施策として位置付けた上で、連携しながら熊本県の施策を再構築します**



結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めます。

「こどもまんなか熊本」の実現により、
こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民の幸福を高めます。

こどもまんなか熊本・実現計画に関する基本的な方針

全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにします

こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好な育成環境を確保することで、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が、大切にされている実感を持って、幸せに暮らし、成長できるようにします。

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにします

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うことで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにします。

こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにします

こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者も幸せになれないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援することで、笑顔で接することができるようにします。

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施します

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援を行います。

関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行います

国、庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めることに加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置いて必要な支援を行うほか、県民や企業に取組みを求める前に県庁がまず実行し、社会全体で子育て・子育てを応援できるよう気運を醸成します。

県民とともに未来を創ります

「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含めて、そうした声にもしっかりと耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形でともに未来を創ります。

熊本県がこどものために取り組むうえで大切にすること

熊本県がこどものために取り組むうえで大切にすることは、次の3つに分かれます。
1つずつ、順番に見ていきます。

いつでも大切なこと

こどもの成長に合わせて
大切なこと



子育てサポートで大切なこと

※次ページ以降、それぞれの取組みの末尾にカッコ書きで記載のページ番号は、「こどもまんなか熊本・実現計画」中間整理の中で詳しく書いている箇所のページ番号です。ご関心に応じてご参照ください。[【資料掲載場所はこちら：県HP】](#)

いつでも大切なこと

- こどもも権利を持っている。このことを社会の皆さんに知ってもらい、こどもの皆さんが学べるようにします。(P11)
- 熊本県が自然豊かで農林水産業が盛んなことを活かしながら、いろいろな体験や遊びの機会をたくさん用意します。(P11~12)
- 病気や障がいのある子、外国人のこどもも支援していきます。(病気のこどもへの支援(P30)、障がいのあるこどもへの支援(P29~30)、外国人のこどもへの支援(P12~13))
- 貧困な状況で生まれ育っても、夢に挑戦できるようにしていきます。(P29)
- こどもの体と心が傷つかないように守っていきます。(P30~32)
- 犯罪からこどもを守れるように、警察や学校、住んでいる周りの皆さんで一緒に取り組んでいきます。(P34)
- 快適に移動できるように道をつくったり、バスや電車を便利にします。(P13~14)
- 将来おとなになったときにどんなことをしたいか考えるサポートをします。(P14、P18~19)



こどもの成長に合わせて大切なこと

(6才くらいまでの間)

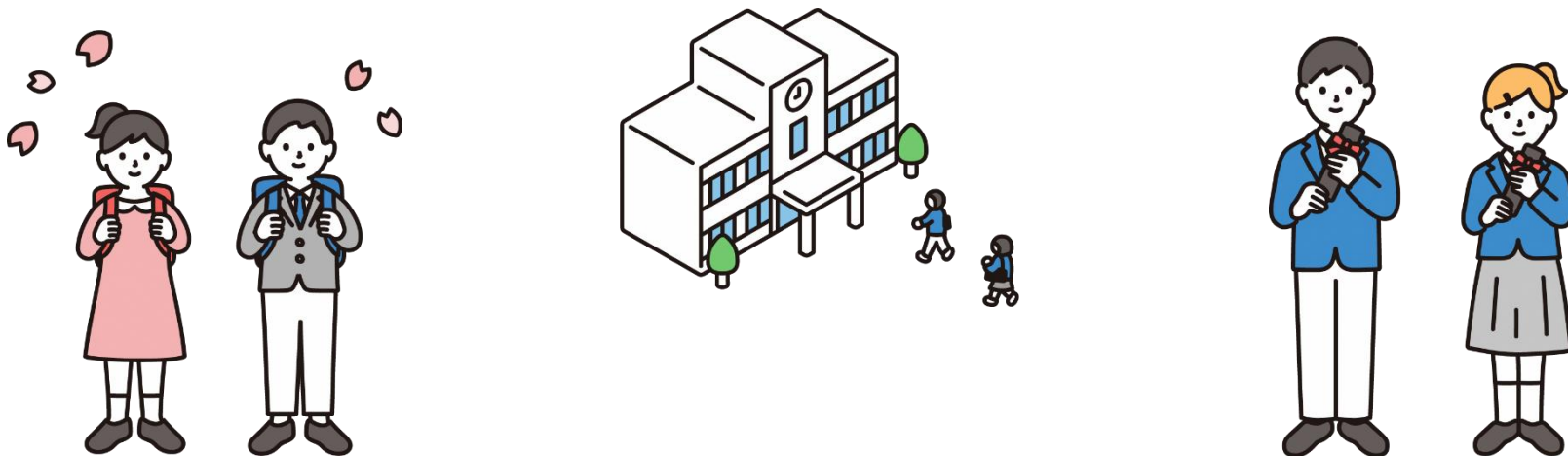
- こどもがお母さんのおなかの中にいるときから産まれた後も、親子がともに安心して元気にすごすためのサポートをします。(P23~25)
- 幼稚園や保育園などで、こどもの成長にとって大事な遊びの機会をたくさん用意して、良い学びができるようにしていきます。(P11~12、P16)



こどもの成長に合わせて大切なこと

(6～18才くらいの時期)

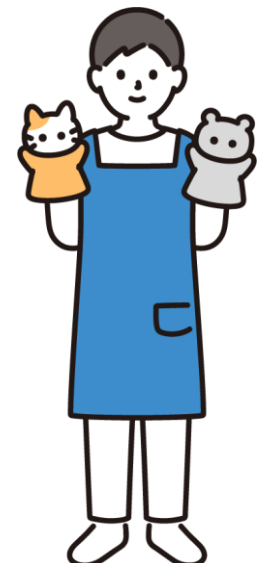
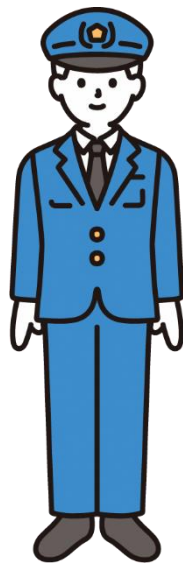
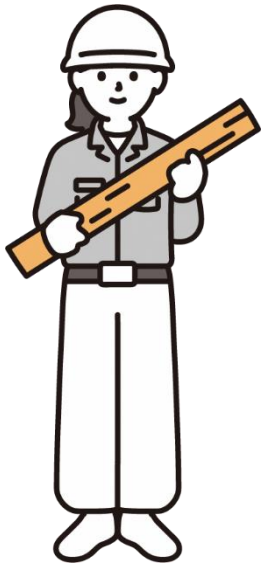
- 学校での生活がますます充実して楽しいものになり、こどもの皆さんが自分の良いところに気付けるよう取り組みを進めていきます。たとえば、こどもや先生など、いろいろな人たちから、よりよい学校づくりにつながる意見を聞いて、形にしていきます。(P36)
- 道徳や学活（ホームルーム）なども使っていじめ問題について考えるとともに、タブレット等を活用していじめを早く見つけたり、専門家に来てもらって相談しやすくしたりします。(P17)
- 不登校になったこどもが安心して学べるようにしていきます。(P17)
- こどもが先生から叩かれたり、不適切な指導をされたりすることはあってはいけません。そうしたことが起こらないようにします。(P11)
- ふるさとを誇りに思えるようにします。(P18)
- こどもが好きなことをしていい居場所を作っていきます。皆さんにとって心地の良い居場所になるよう、しっかり意見を聴きます。(P19)
- おとなになって社会で生きていけるように、国や社会の仕組みなどの大事な知識を伝えます。(P18～19)



こどもの成長に合わせて大切なこと

(18才～の時期)

- 若者が自分に合う仕事を見つけ、経験を積んでいけるようにサポートします。(P21)
- 若者や家族が抱える悩みへの相談体制を整えます。(P22)
- 熊本に住み続けたいと思えるようなまちづくりをしていきます。(P21～22)
- 結婚をしたいのに出会いがない若者には、出会いの場を用意するとともに、結婚後の新しい生活を安心してスタートできるようにサポートします。(P23)
- 妊娠期から幼児期までの期間に、切れ目のない保健や医療の確保を行います。例えば、不妊症等に対する相談体制の強化や、産後ケア事業の提供体制の確保等を進めていきます。(不妊症等に対する相談支援の強化 (P23)、産後ケア事業の提供体制の確保等 (P24))



子育てサポートで大切なこと

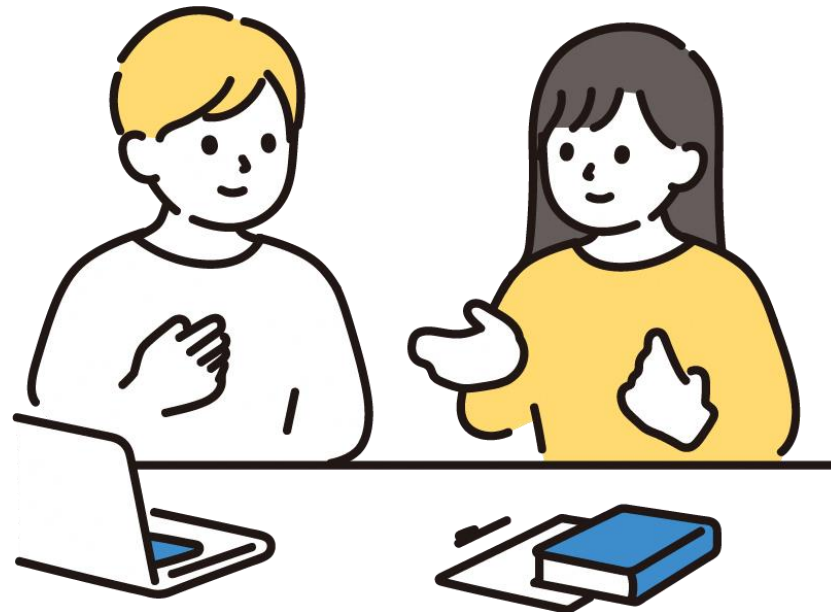
- 現代は核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、周囲の人から子育てに関する助言や支援を得ることが難しい時代です。一方で、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、仕事の両立になやむことなく、健康で自己肯定感とゆとりをもってこどもに向き合えることが、こどもの健やかな成長には欠かせません。
- これを踏まえ、子育てや教育に関する経済的な支援や、地域や家庭での子育てと教育の支援を行います。(子育てや教育に関する経済的な支援(P25)、地域や家庭での子育てと教育の支援(P26))
- また、共働き・共育てや男性の主体的な家事育児参加の促進やひとり親家庭への支援も進めます。(共働き・共育てや男性の主体的な家事育児参加の促進(P26~27)、ひとり親家庭への支援(P28))



「こどもまんなか熊本」をつくるために

(こどもの意見反映)

- こどもの考えを形にして、こどもがもっと社会に参加していけるように、こどもの意見を政策に反映していきます。こどもの皆さんが住む地域でもこどもが社会に参加して意見を形にできるようにしていきます。(P36)
- こどもが感じていることを大切にして、その感じていることを表現できるような場を作っていきます。(P36)
- 障がいを持っているこどもや家族から暴力を受けているこどもなど、意見が聞かれにくいこどもも意見を社会に伝えられるように、いろいろな方法で意見を聞いていきます。(P36~37)



「こどもまんなか熊本」をつくるために

(その他のポイント)

- こどもや子育てのサポートをする人をサポートします。(P37~38)
- こどもが安心して、いろいろなサポートを頼れるように、社会全体の意識を変えていきます。(P38)
- いろいろなデータを参考に、良い政策を形にしていきます。(P39)
- こども・若者のサポートに関わる人や団体と今まで以上に協力します。(P39)
- 手続きのシンプル化や分かりやすい情報の発信をしていきます。(P39~40)
- 熊本県知事をリーダーに、県庁全体で取り組みます。(P40~41)
- 目標と評価のものさしを決めて、取組みを進めます。(P42)
- お父さんお母さんが働く会社や市町村と力を合わせて、サポートを形にします。(P40~41)
- こども政策を進めるのに必要な国のお金を確保します。(P43)
- 取組みが正しく形になっているか、定期的に見直します。(P40~41)



「こういうことも大事にしてほしい」
「もっとこんな熊本になったらいいな」
「もっとこんなサポートをしてもらえたらいいな」

という、皆さんの声を聞かせてください。

意見の出し方

以下のいずれかの方法で意見を出してください。

- 1. 右の二次元バーコードからアクセス



- 2. 電子メール

熊本県子ども未来課メールアドレス
yokaboss-bosyu@pref.kumamoto.lg.jp

- 3. FAX

096-383-1427
熊本県 健康福祉部子ども未来課 子育て支援企画班 行

- 4. 郵送

〒862-8570（郵便番号を記載されるだけで県庁に届きます。）
熊本県 健康福祉部子ども未来課 子育て支援企画班 行

こどもに関する取組みで熊本県が大事にすること ～「こどもまんなか熊本」の実現に向けて～

「こどもまんなか熊本・実現計画」の中間整理 説明資料

令和6年(2024年)10月4日
熊本県 子ども未来課



熊本県の現状と課題

本県の現状と課題

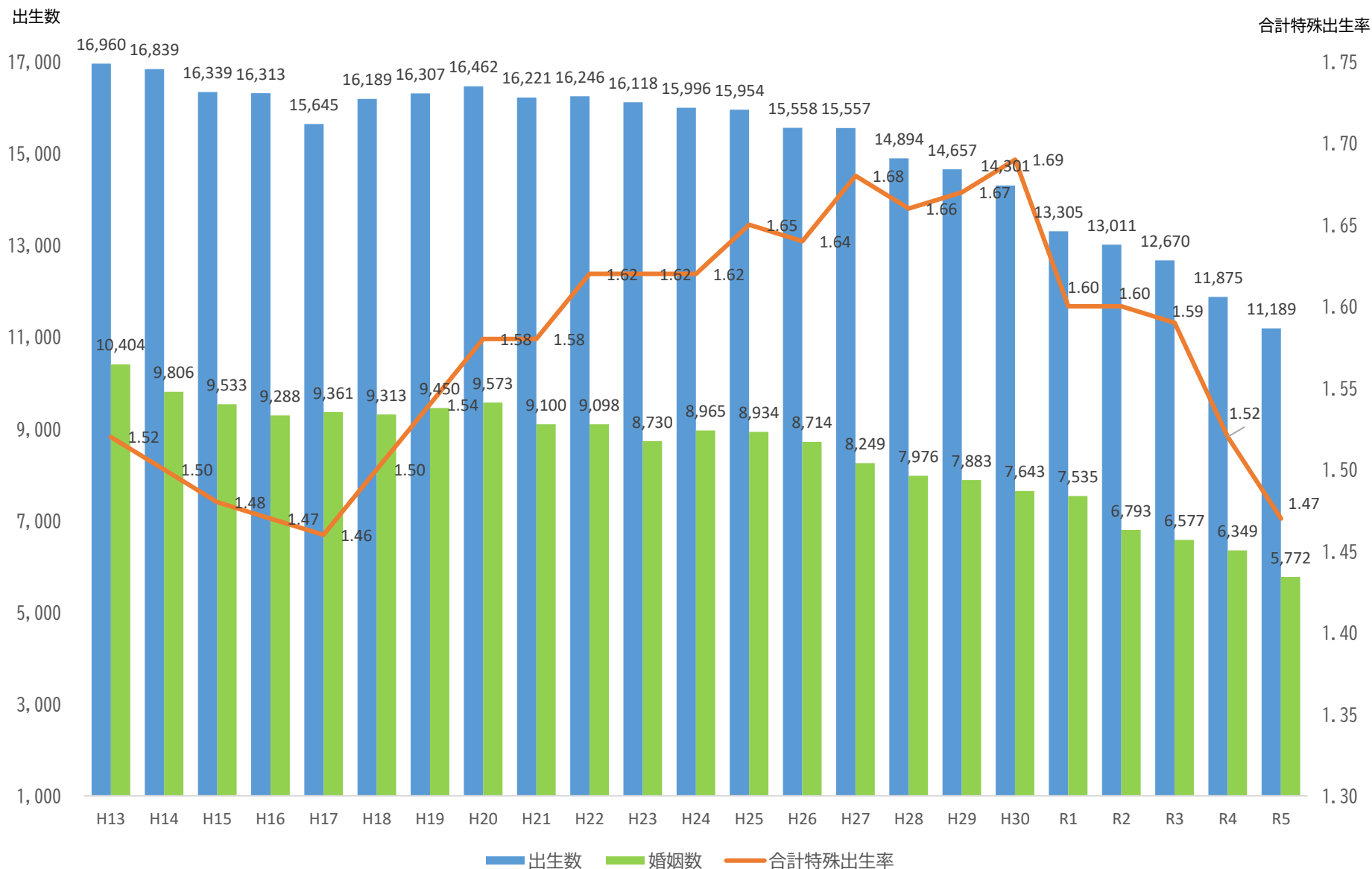
(1) 本県のこどもの状況に関する留意事項

- 何らかの悩みや困りごとを抱えているこどもの割合は3分の1に及び、**生活の満足度が低いこどもの割合は19.7%。**
- **相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は13.3%であり、特にひとり親家庭は40.9%と高い。**
- **小学6年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは6.3%であり、うち頻度が「ほぼ毎日」なのは55.7%。**
- 令和5年度の県全体の児童虐待相談対応件数は**2,739件で、過去最多だった令和4年度（2,764件）と同水準。**
- 児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしていた方・現在生活している方のうち、「自分の生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と答えたのは**41.7%に及ぶ。**
- 令和4年度における小学校・中学校での**1,000人当たりの不登校児童生徒数は36.9人であり全国平均31.7人より多い。**
- 令和4年度における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での1,000人当たりのいじめの認知件数は**31.1件**であり、全国平均**53.3件**より低い。
- 令和5年に10～19歳のこども・若者9人が自殺しており、**10代から30代までの死因の最多は自殺**となっている。
- 令和5年のインターネット利用に起因する非行少年数は14名、福祉犯の被害少年数は25名に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多い。

(2) 少子化と人口構成の推移

- 令和5年の**本県の出生数**（概数）は11,189人であり、概ね婚姻数の減少と並行して減っており、**8年連続減の状況。**
- 令和5年の**本県の合計特殊出生率**（概数）は1.47であり、全国の1.20を上回ってはいるが、**平成30年以降低下が続いている。**
- 本県の年少人口（0～14歳）の割合は年々減っており、令和5年時点の全人口に占める割合は**12.8%**であった。

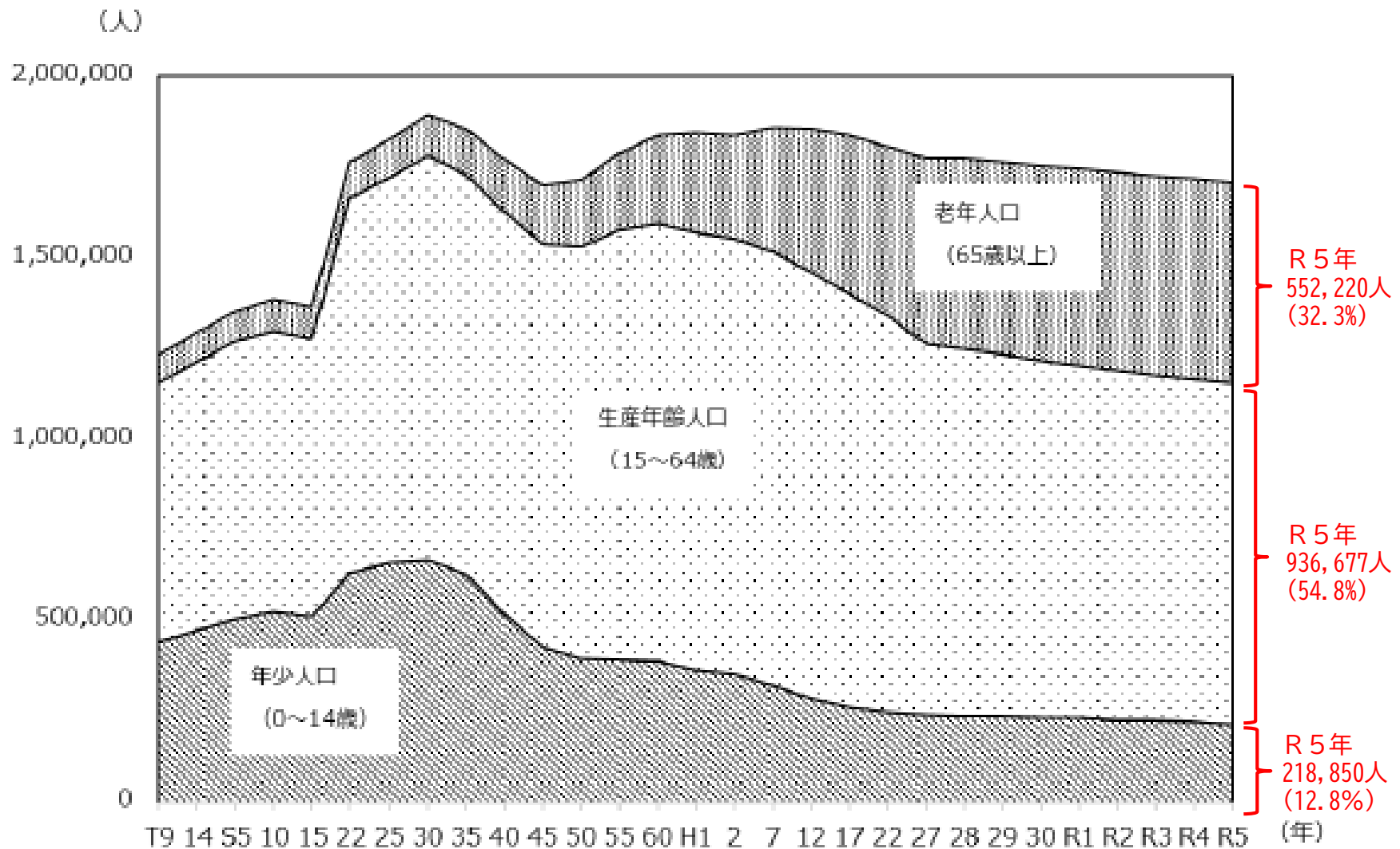
熊本県の出生数と合計特殊出生率と婚姻数の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」を基に子ども未来課作成。

※R5のみ厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）の概況」を基に子ども未来課作成。

熊本県の年齢3区分別人口の推移



市町村別の人口と出生数（令和4年）

建制順	市町村名	人口 (R4.10.1)	出生数
1	熊本市	737,850	5,792
2	八代市	120,436	666
3	人吉市	30,227	195
4	荒尾市	49,528	268
5	水俣市	22,495	122
6	玉名市	62,919	402
7	天草市	72,696	366
8	山鹿市	47,634	271
9	菊池市	45,483	274
10	宇土市	35,689	260
11	上天草市	23,466	100
12	宇城市	56,236	360
13	阿蘇市	24,178	123
14	合志市	63,037	577
15	美里町	8,801	27
16	玉東町	5,030	38
17	和水町	8,992	45
18	南関町	8,544	41
19	長洲町	14,926	85
20	大津町	35,840	304
21	菊陽町	44,243	431
22	南小国町	3,644	19
23	小国町	6,368	22

建制順	市町村名	人口 (R4.10.1)	出生数
24	産山村	1,345	10
25	高森町	5,610	22
26	南阿蘇村	9,614	39
27	西原村	6,572	38
28	御船町	16,408	110
29	嘉島町	9,826	81
30	益城町	32,799	272
31	甲佐町	9,971	46
32	山都町	12,735	51
33	氷川町	10,672	44
34	芦北町	14,823	67
35	津奈木町	4,123	14
36	錦町	10,027	81
37	あさぎり町	14,203	71
38	多良木町	8,701	39
39	湯前町	3,494	17
40	水上村	1,945	8
41	相良村	3,906	22
42	五木村	880	2
43	山江村	3,131	15
44	球磨村	2,018	8
45	苓北町	6,701	30

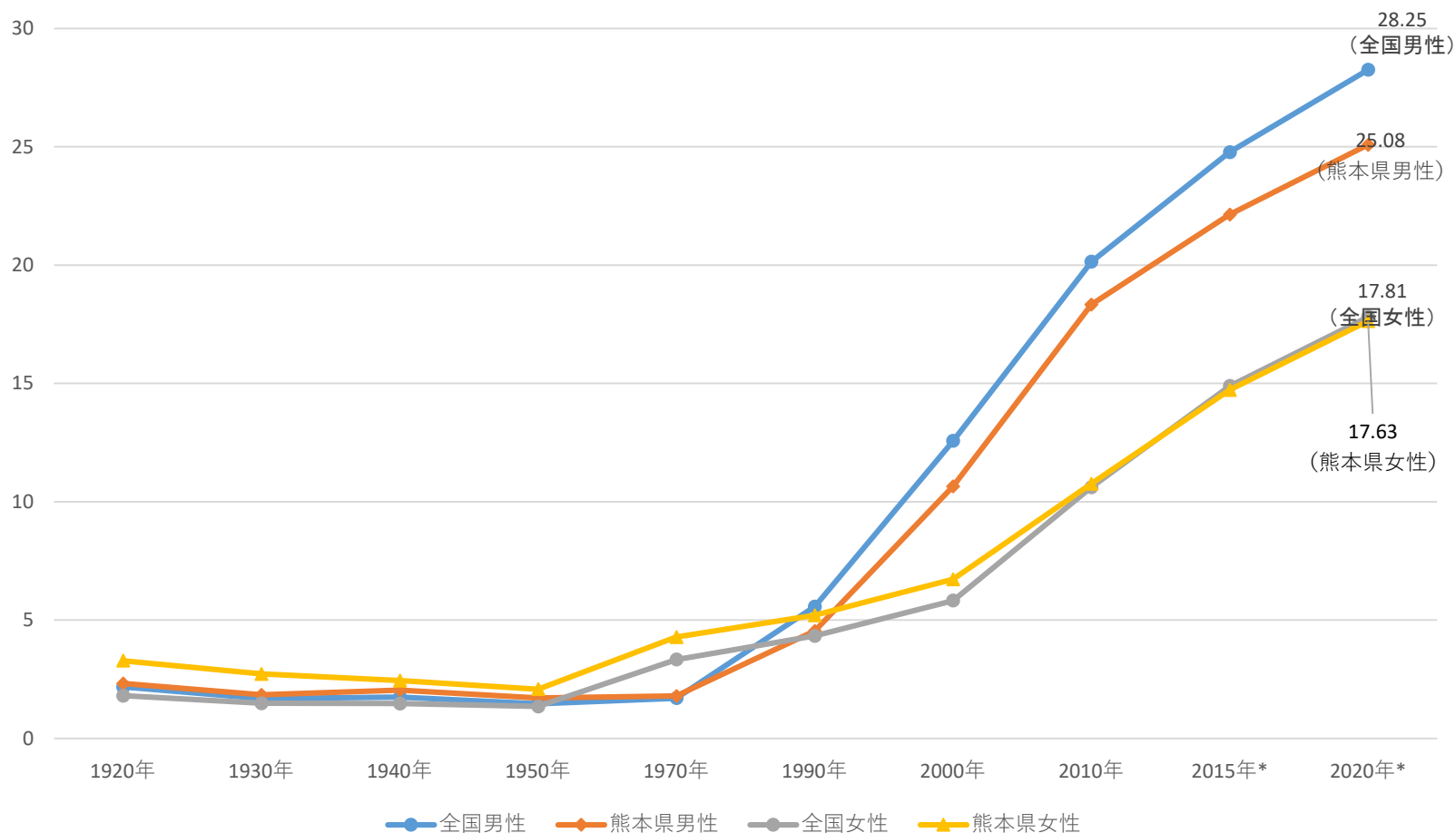
(3) 少子化の背景

- 熊本県の50歳時未婚率は上昇傾向にあり、**未婚化が進んでいる**。
- 全国と熊本県の平均初婚年齢は上昇傾向にあり、**晩婚化が進んでいる**。
- 全国の夫婦一組あたりの平均出生こども数は漸減しているが、2021年でも1.9人を維持している。
- こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「**自信がない・育て方がわからない**」が最多。
- 子育てに必要な支援の上位3位は、「働きながら子育てができる環境」「こどもを産み育てていくために必要な資金」「**保育・子育てサービスの充実**」。
- 本県における正社員・正職員の育児休業取得状況は、**男性が37.2%、女性が99.2%**。

(4) 社会増減関係

- 本県の社会増減をみると、近年は**女性の転出超過が男性を上回っており**、20代女性の転出が特に多かった。
- 本県出身の20～30代男女に県外への転出の理由を尋ねると「**魅力的な職場不足**」、「**交通の不便**」、「**根強い性別による役割分担意識**」などが挙げられた。
- 若年層が熊本に定着するために充実させてほしいものを県民に尋ねると、社会人の場合は、「**子育てをしやすい環境の充実**」「**企業の魅力向上**」「**交通環境の利便性向上**」の順に高かった。

全国と熊本県の50歳時未婚率の推移

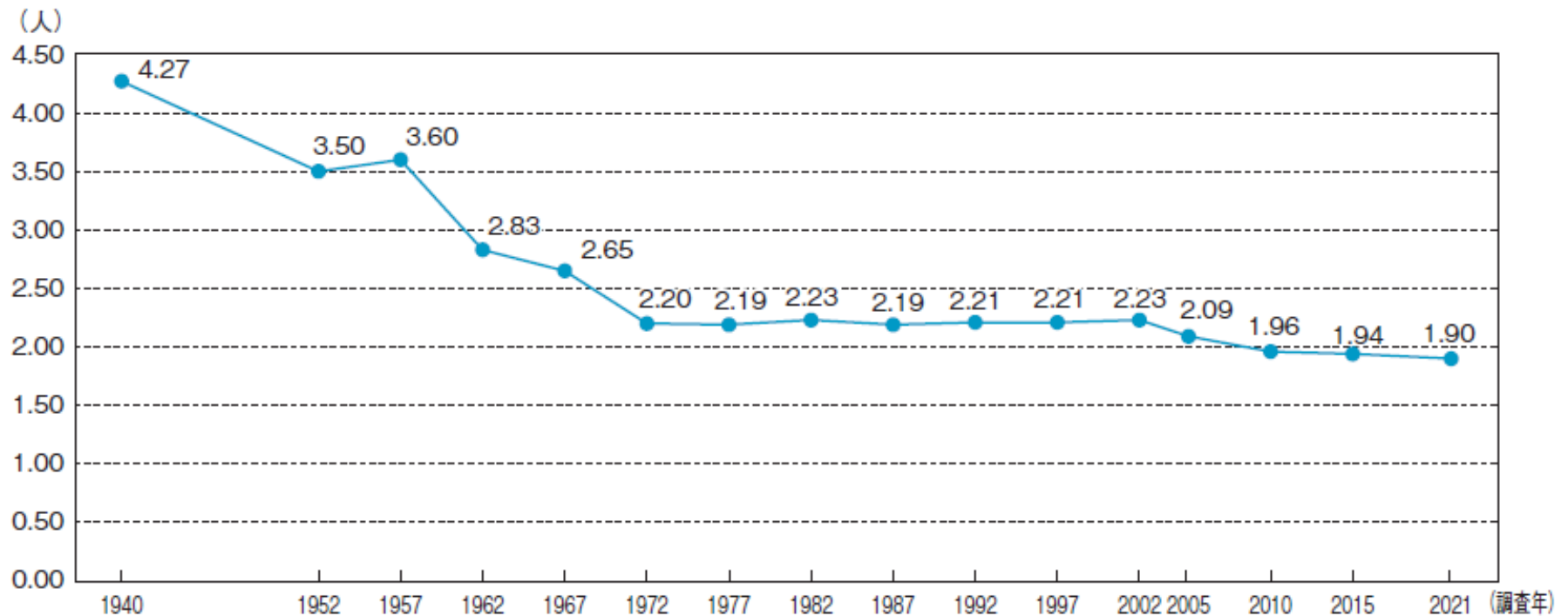


出典：国立社会保障・人口問題研究所

国立社会保障・人口問題研究所の算定による。45～49歳と50～54歳未婚率（配偶関係不詳を除く人口を分母とする）の平均値。
全国は沖縄県を含む。

*配偶関係不詳補完結果に基づく。

夫婦一組あたりの平均出生こども数の推移（全国）



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（夫婦調査）

（注１）対象は結婚持続期間15～19年の初婚同士の夫婦（出生児数不詳を除く。）。

（注２）第15回以前（ただし、第1・2回調査を除く。）は妻の年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の初婚同士の夫婦について集計（ただし、第3・4・6回調査では妻50歳未満で非初婚同士の夫婦も含む。）。

こどもまんなか熊本・実現計画 中間整理

こどもまんなか熊本・実現計画 中間整理

1. 計画策定の趣旨

こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示す。

2. 計画の位置づけ

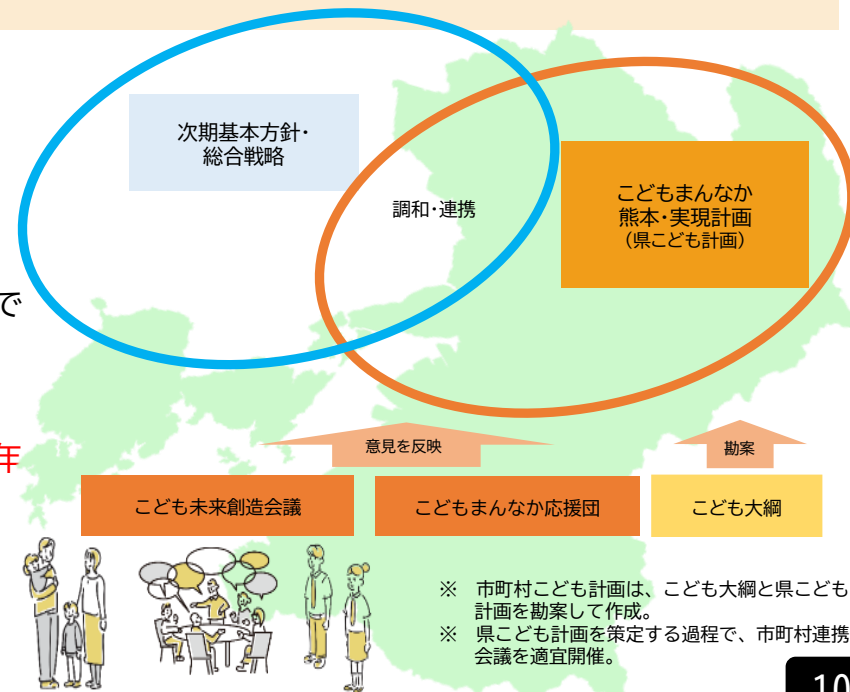
- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
 - 以下と一体のものとして策定
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画
- ※ 次期基本方針・総合戦略（令和6年度～令和9年度）と調和・連携



3. 計画期間

5年間（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））

- ※ 子ども・子育て支援法第62条に基づく現行計画が令和6年度までであり、同法で5年を1期とすることが規定されている。
- ※ 次期基本方針・総合戦略の改定や国のこども大綱の見直しを踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行う。
- ※ 具体施策編は、国のこどもまんなか実行計画の見直しに応じて毎年見直し。



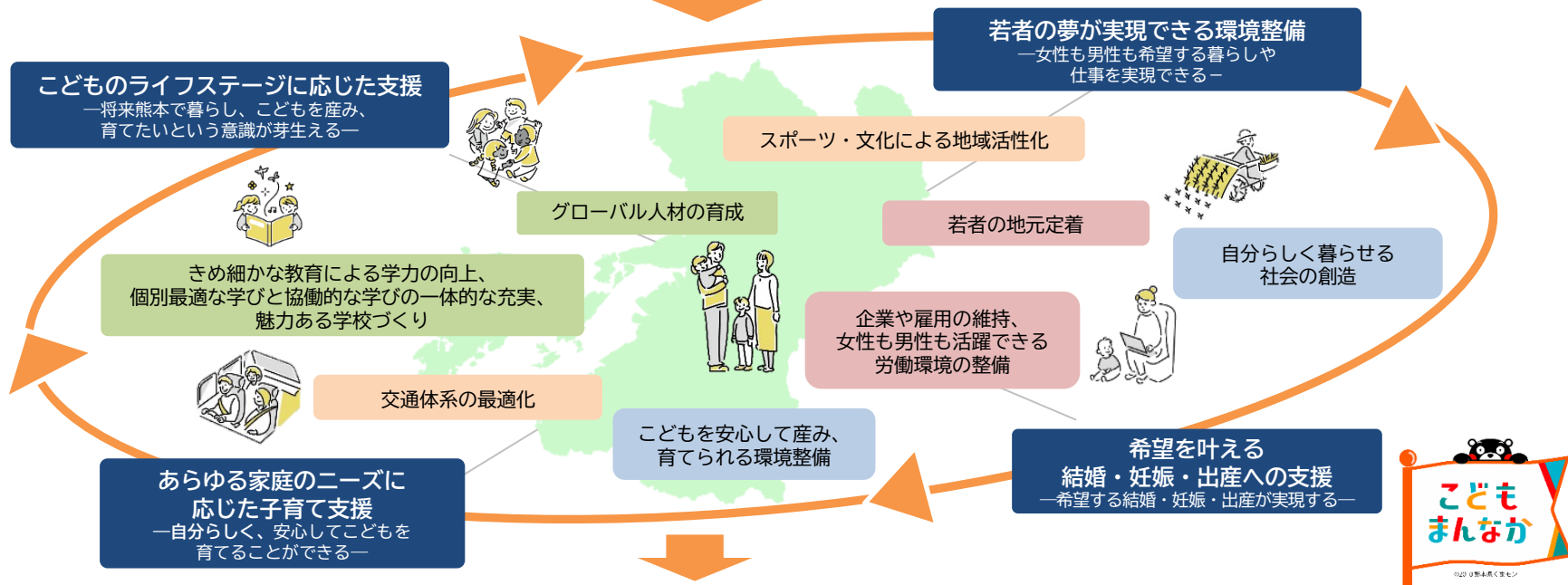
「こどもまんなか熊本」の考え方

- 「こどもまんなか熊本」は、**こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本**であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取り組みを実施する熊本である。 ※ 「こども・若者がキラキラ輝く」は、次々頁「計画に関する基本的な方針」①に対応するものであり、「こども・若者が幸せに暮らし、成長できる」状態を指します。



- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援する。

こども・若者、子育て当事者の視点（＝こどもまんなかの視点）に立つて、
基本方針・総合戦略の重要な施策として位置付けた上で、連携しながら熊本県の施策を再構築



結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

「こどもまんなか熊本」の実現により、
こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

こどもまんなか熊本・実現計画 基本的な方針（イメージ）

- 全てのこども・若者の幸せな暮らし・成長への支援や、家庭や子育てに夢を持てる社会環境の整備を、ライフステージに応じて切れ目なく実施するほか、こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする。
- 併せて、支援に当たっては、関係機関と連携した社会全体の機運醸成を図り、県民とともに未来を創ることを「こどもまんなか熊本・実現計画」の基本的な方針とする。

家庭や子育てに
夢を持ち、
子育てに伴う喜びを
実感できるようにする

全てのこども・若者
が幸せに暮らし、成長
できるようにする

こどもや若者、子育
て当事者を支援する
人が笑顔で接するこ
とができるようにす
る

こどもや若者、子育て当事者の
ライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する

関係機関と連携し、社会全体の機運醸成を行う

県民とともに未来を創る

計画に関する基本的な方針

①全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする

こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好な成育環境を確保することで、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が、大切にされている実感を持って、幸せに暮らし、成長できるようにする。

②家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うことで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする。

③こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする

こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者も幸せになれないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援することで、笑顔で接することができるようにする。

※子育て当事者：こどもを養育する者

④こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援を行う。

⑤関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う

国、庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めることに加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置いて必要な支援を行うほか、県民や企業に取組みを求める前に県庁がまず実行し、社会全体で子育て・子育てを応援できるよう気運を醸成する。

⑥県民とともに未来を創る

「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含めて、そうした声にもしっかり耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形でともに未来を創る。

こどもまんなか熊本・実現計画の中間整理

「こどもまんなか熊本」を実現するための施策例（イメージ）

こども施策に関する重要事項

こどものライフステージに応じた支援

ライフステージを通じた支援（こども・若者の権利の擁護／地産地消の食育推進やこどもの農林漁業体験の推進など遊びや体験活動の推進／在留外国人のこども・若者への支援／公共交通の利用環境改善／ライフデザイン支援の推進等）

誕生前から幼児期まで（こども誰でも通園制度の知見共有／病児保育の充実／幼児教育・保育の質向上／幼保小中連携・接続等）

学童期・思春期（ふるさとを愛する心の醸成、安心・安全に過ごせる学校づくり、放課後児童クラブ受け皿の整備等）

若者の夢が実現できる環境整備

高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組／魅力的な地域づくり等／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

結婚支援（結婚情報の発信／結婚に伴う新生活支援の推進等）

不妊治療等の支援（相談体制・情報提供の強化等）

出産支援と産後等の支援（産後ケアの広域的な利用の検討等）

あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援

子育てや教育に関する経済的負担への対応（子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援の継続等）

地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築（保護者への親としての学び、こどもへの親になるための学びの推進等）

安心して働ける職場環境づくり等（県庁が率先して働き方改革を行った上で安心して働ける職場環境づくりを推進等）

ひとり親家庭への支援（生活支援、子育て支援、就労支援等）

特に支援が必要なこどもへの支援

こどもの貧困対策（それぞれの夢に挑戦できる環境の整備等）

障がい児支援・医療的ケア児等への支援（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援を含む。）

児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもまんなか熊本・実現計画の中間整理

「こどもまんなか熊本」を実現するための施策例（イメージ）

こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映

こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成（地域の縁がわ等を通じて地域で子育てを応援する気運醸成）

その他の共通の基盤となる取組（エビデンスの活用／地域における包括的支援体制の構築・強化／子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信）

施策の推進体制等

・県における推進体制（毎年秋頃を目途に具体施策編を中間整理、予算要求等に反映。春頃を目途に改訂版を策定。）

・数値目標と指標の設定

※ 数値目標と指標は、中間整理時点では方針だけ記す

・市町村こども計画の策定促進、市町村との連携（地域間格差のできるだけの縮小）／国の財源の確保

※ 教育・保育の量の見込み等の提供体制は最終版で記載。

「こどもまんなか熊本・実現計画」の推進体制の概要

県の役割

県は、こどもまんなか熊本の実現に向けて、こどもの育ちの環境づくり、教育環境の整備その他こどもに係る施策を、計画的かつ総合的に推進していく。

また、県は、本計画の内容について、こどもを含めた県民の理解が深まり、県民がそれぞれの立場で取組みを進めていけるよう、広報及び啓発並びに必要な支援に努めていく。

※ 詳細は、こども計画中間整理案を参照下さい。

市町村の役割

市町村は、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担う等、重要な役割を担っていることから、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めることが期待される。

また、県、子育て当事者、教育・保育等を行う者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努めることが期待される。

こども



子育て当事者の役割

子育て当事者は、子育ての第一義的役割を担うものとして、こどもに愛情をもって接し、大切に育てていくとともに、自らが成長していくよう努めることが期待される。

教育・保育等を行う者の役割

こどもの教育・保育等を行う者は、こどもの育ちについての専門性を高めていくとともに、互いに協力し、こどもの育ちを支援していくよう努めることが期待される。

県民と事業者の役割

県民及び事業者は、こどもを地域及び社会全体で育てていくという認識のもと、こどもの育ちを支えていくよう努めることが期待される。

県民は、次に掲げる環境が確保されるよう、それぞれの立場で努めていくものとする。

- ① すべてのこどもが、自ら進んで、よく学び、よく遊び、よく食べ、よく眠り、様々な人とふれあい、又は様々な体験をすることができること。
- ② すべてのこどもが、可能性及び柔軟性を有する存在として、一人一人の発達段階に応じて適切な支援を受けながら、自ら伸びていく力が引き出されること。
- ③ すべてのこどもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること。
- ④ すべてのこどもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜び、悲しみ及び感動を共有し、育つことができること。

また、県民は、すべてのこどもが自ら学び、心豊かに育つために、次に掲げる事項を、自らが手本となり、それぞれの立場で教え、伝えていくことが期待される。

- ① 自分の命及び他人の命を大切にするとともに、他人を思いやり、感謝すること。
- ② 社会の規律を守り、家庭及び地域の一員としての役割を積極的に果たすこと。
- ③ 自分の住む地域、国及び世界のことを知り、郷土、自然、文化及び伝統を大切にすること。
- ④ 未来への夢を持ち、働くことの尊さを知り、様々な困難を自ら乗り越え、自立していくこと。

進め方

県こども計画案の作成に当たり、知事を本部長とする県庁内の横断的な政策推進組織である「こどもまんなか熊本」推進本部から熊本県子ども・子育て会議（※）に対し今後5年間程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について意見照会し、熊本県子ども・子育て会議において、国のこども大綱を勘案しつつ、こども未来創造会議でこども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者から聴取した意見等を踏まえた上で、計画の内容を審議し、中間整理を行った。

※子どもの保護者、市町村長、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者が参画。



今後、中間整理に対するパブリックコメントに加え、こども未来創造会議等で更に伺った意見を踏まえて、熊本県子ども・子育て会議で審議し、最終的には「こどもまんなか熊本」推進本部会議を経て「こどもまんなか熊本・実現計画」として策定予定。

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた各種会議の位置づけ(1)

- こども・若者、子育て世代など当事者・関係者との直接対話を重ねる場として①「こども未来創造会議」を行う。
- その会議での意見や国のこども大綱の内容などを勘案して、②子ども・子育て会議で「こどもまんなか熊本・実現計画」案を審議いただく。
- この計画の策定や子ども・子育て政策の推進にあたっては、県庁内の様々な部署が一体となって連携を図る必要があるため、県庁内の横断的な政策推進組織として③「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げる。
- 県庁内の子育て世代を中心にした④「こどもまんなか応援団」で率直な意見を述べてもらい、計画策定や政策に反映する。

	①こども未来創造会議	②熊本県子ども・子育て会議	③「こどもまんなか熊本」推進本部	④こどもまんなか応援団
根拠	こども基本法第11条	熊本県子ども・子育て会議条例	「こどもまんなか熊本」推進本部設置要項	—
構成員等	【意見聴取先】 こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者	子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	(推進本部) 本部長：知事、副本部長：副知事 本部員：部局長級 (幹事会) 代表幹事：子ども未来課課長 幹事：筆頭課長等	20～30歳代の若手職員 (子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べるができる方)
所掌・目的	こども・子育て施策について意見聴取	子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務に関する事。 ※ 子ども・子育て支援法第72条第4項第2号：当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。	(1)「こどもまんなか熊本」に係る施策の推進(新規・拡充を含む)に関すること。 (2)「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関する事。 (3)「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関する事。 (4)その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関する事。	結婚や子育て、庁内の働き方について、当事者目線での率直な意見を述べる事。
(参考)参考にした国の会議体等	こども若者★いけん ぱらす等	こども家庭審議会(基本政策部会)	こども政策推進会議 こども未来戦略会議	
備考	座談会型と出向く型の2種類を随時開催。	こども基本法第13条第3項の協議会に当たる。	計画については②子ども・子育て会議に意見照会し、最終的に決定。	

「こどもまんなか熊本」の実現に向けた各種会議の位置づけ(2)

計画の策定・施策の検討

意見の聴取

庁外

②熊本県子ども・子育て会議

「こどもまんなか熊本・実現計画」案を審議

目的

子ども・子育て施策の推進に関する調査審議等

メンバー

子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

①こども未来創造会議



目的

こども・子育て施策について意見聴取

意見聴取先

こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者

計画に関する意見等

計画に関する意見照会

計画に関する意見等

計画に関する意見

施策に関する意見等

庁内

③「こどもまんなか熊本」推進本部

新設 推進本部 ※部長級

PT移行 幹事会 ※課長級

目的

施策の推進（新規・拡充を含む）、「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定、情報共有及び関係部局の連携等

メンバー

推進本部は部長級、幹事会はPTの構成員を中心に移行

④こどもまんなか応援団

ミッション

結婚・子育て経験の有無等に関わらず、結婚や子育て、庁内の働き方について率直な意見を述べる。



各部局等の若手職員

- ・部局をまたいだ自由な意見・アイデア提出
- ・各部局等内における新規事業の検討、既存事業のブラッシュアップなど

施策や職場環境に関する意見等

こども未来創造会議（こども・若者等の意見聴取）について

1 対象

- こども・若者
- 子育て世代
- 保育・教育の現場で働く方等の当事者・関係者

2 目的

- こども・子育て施策について意見聴取

※設置根拠：こども基本法第11条

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 方式

① 座談会型

- 対象：こども・若者、子育て世代等
- 時期：こども計画の中間取りまとめ後
※ 必要に応じてオンラインも活用

② 出向く型

- 対象：保育園、放課後児童クラブ、よかボス企業、児童養護施設、障害児施設等を想定
- 時期：随時

※ ①、②の参加者に追加でアンケート等を実施することもありうる

運営事務局

- 座談会型は、ファシリテーターによる発言しやすい場づくり、わかりやすい資料を使った事前の情報提供を行う。
- 聴いた意見の活用の結果を意見聴取先にフィードバックを行う。

意見聴取

政策への反映

県庁内の推進本部や応援団、熊本県子ども・子育て会議に共有しながら政策に反映

熊本市子ども・子育て会議について

1 概要

- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議することを目的とし、子ども・子育てに関わる有識者18名で構成。

【委員（18名）※下記3参照】

・子どもの保護者(2名)、市町村長(2名)、事業主を代表する者(1名)、労働者を代表する者(1名)、学識経験者等(12名)

【任期】

・R6.1.21～R8.1.20

2 根拠条例

- 熊本市・子ども子育て会議条例

第2条 子ども・子育て会議は、法(子ども・子育て支援法)第72条第4項各号に掲げる事務及び認定こども園法第25条に規定する事務を処理する。

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(参考)子ども・子育て支援法(抜粋)

第72条

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(参考)認定こども園法(抜粋)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

3 熊本市子ども・子育て会議の構成員

氏名	所 属 ・ 職 名
竹熊 良太	熊本県国公立幼稚園後援会連絡協議会 会長
橋本 昭	熊本県PTA連合会 理事
佐藤 義興	熊本県市長会 会長(阿蘇市長)
上田 泰弘	熊本県町村会(美里町長)
岩永 秀則	熊本県経営者協会 専務理事
徳富 幸平	日本労働組合総連合会熊本県連合会 副事務局長
岡田 朱紀	熊本県私立幼稚園連合会 理事
藤山 小百合	熊本県保育協会 副理事長
真島 一人	熊本子どもと保育の明日を語る会 副会長
中川 悦子	熊本県学童保育連絡協議会 副会長

氏名	所 属 ・ 職 名
小岱 紫明	熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会 会長
富永 喜代子	熊本県小中学校校長会(益城町立益城中央小学校校長)
金柿 佳奈子	市町村保健師協議会 役員(書記)
八幡 彩子	学識経験者(熊本大学院教育学研究科教授) ※会長
香崎 智郁代	学識経験者(九州ルーテル学院大学保育・幼児教育専攻教授) ※職務代理者
尾道 幸子	元くまもと江津湖療育医療センター 地域療育部長
柴田 恒美	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会・協力アドバイザー
堀 正嗣	熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科教授

「こどもまんなか熊本」推進本部・幹事会について

1 所掌事務

- (1) 「こどもまんなか熊本」に係る施策（新規・拡充を含む）の推進に関すること。
- (2) 「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関すること。
- (3) 「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関すること。
- (4) その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関すること。

2 構成員

推進本部

【本部長】
知事

【副本部】
副知事

知事公室長
総務部長
企画振興部長
理事（デジタル戦略担当）
健康福祉部長
環境生活部長

商工労働部長
観光文化部長
農林水産部長
土木部長
教育長
警察本部長



幹事会

秘書課長
人事課長
私学振興課長
市町村課長
企画課長
地域振興課長
交通政策課長
デジタル戦略推進課長
健康福祉政策課長
子ども未来課長
子ども家庭福祉課長
障がい者支援課長
医療政策課長
健康づくり推進課長
環境政策課長
くらしの安全推進課長
男女参画・協働推進課長
人権同和政策課長

商工政策課長
労働雇用創生課長
観光文化政策課長
農林水産政策課長
監理課長
道路保全課長
住宅課長
教育政策課長
高校教育課長
特別支援教育課長
義務教育課長
社会教育課長
警察本部総務課長

※R5年度PTの構成員を中心に
幹事へ移行

「こどもまんなか応援団」の概要

- 全庁的に連携して「こどもまんなか熊本」を実現していくにあたって、その方針や施策等の検討にあたっては、若者・子育て中の方の当事者目線での意見が重要である。
- 前年度に引き続き若手職員を「こどもまんなか応援団員」として選定し、人員を拡充した上で、結婚や子育て、庁内の働き方について、若者の当事者目線での意見を聴き、施策等に反映できる仕組みを構築する。

こどもまんなか応援団員について

【対象】

20～30歳代の若手職員（子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べることができる方）

【人数】

各部局等ごとに4名（男女とも2名）以上 R6年度は、広域本部からも応援団を募集し、80名に拡充（R5年度は56名）

【募集方法】

各部局等からの推薦

【役割】

結婚・子育て経験の有無等に関わらず、結婚や子育て、庁内の働き方について率直な意見を述べる。



令和5年度 第1回「こどもまんなか熊本」プロジェクトチーム会議において撮影した
蒲島元知事と応援団の集合写真（2023年6月7日撮影）

「こどもまんなか熊本・実現計画」 推進施策について

あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こども・若者、子育て世代の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な施策を実施する「こどもまんなか熊本」を全庁を挙げて取り組む

関係する健康福祉部の主な事業分野

出会い・結婚	妊娠・出産	乳幼児	小学生	中学生・高校生	社会人
・まちのよかボスによる出会いの創出 ・結婚時の住居費や転居費用助成 ・結婚に関する情報提供・応援支援 など	・不妊相談、治療費助成 ・早産予防対策 ・母子感染対策 ・周産期医療の対応 ・母子の口腔ケア ・出産子育て応援事業 ・ひとり親家庭の支援 ・困難な問題を抱える女性の支援 ・妊産婦等生活援助事業 など	・医療費の無償化 ・産後ケア・乳幼児健診 ・未熟児、障がい児等の医療費助成 ・新生児の各種スクリーニング検査 ・小児慢性特定疾病対策 ・保育所等整備・保育士の確保対策 ・幼児教育、保育の無償化 ・多子世帯支援 ・病児、病後児保育 ・医療的ケア、発達障がい児の支援 ・乳幼児訪問指導	・放課後児童対策 ・不登校、ひきこもり等支援 ・ファミリーサポート事業 ・ヤングケアラー支援 など ・児童養護施設、里親等支援 ・児童相談所、児童家庭センターによる相談等支援 ・こどもの権利擁護 など	・思春期保健教育 ・ライフデザイン講座 ・自立(就職)支援 など	・よかボスの推進(働きやすい環境づくり) など

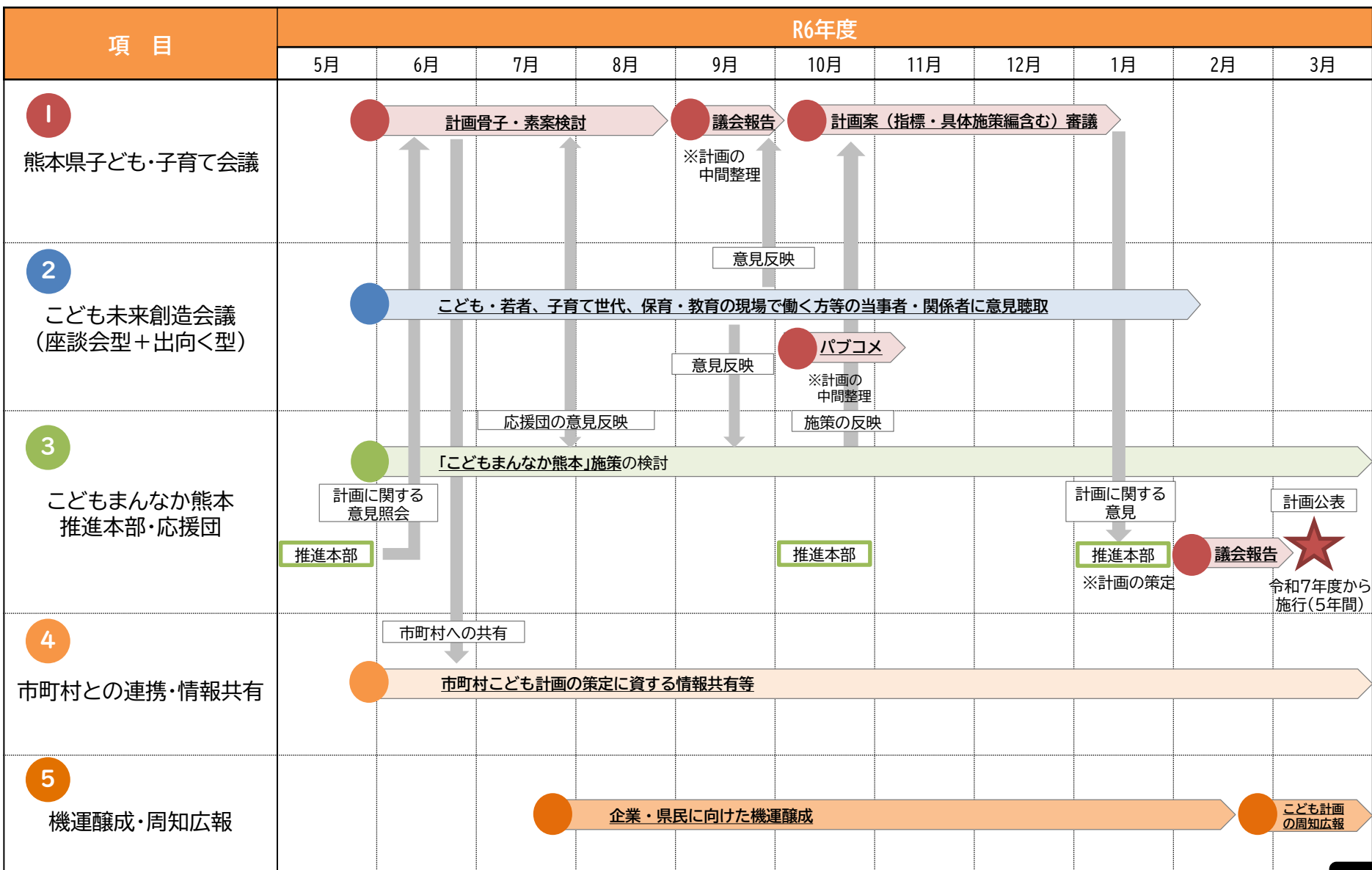
関係する各部局の主な事業分野 ※R6.5.31「こどもまんなか実行計画2024」(こども家庭庁)等を基に記載

総務	・庁内の働きやすい環境づくり・育休取得の推進 ・私立学校への運営支援・生徒・保護者の経済的負担軽減 ・グローバル人材の育成 など	企画振興	・移住定住の推進 ・文化芸術活動の支援 ・地域公共交通の維持 など	デジタル	・こども施策に関するデジタル化の推進		
環境生活	・交通安全の推進 ・人権教育の推進 など	商工労働	・企業の働きやすい環境づくり (プライト企業の推進)・企業の育休取得促進 ・地元雇用の創出・就労、起業支援 など	観光戦略	・スポーツによるこども の夢づくり、若者の 海外体験の促進 など	農林水産	・農林漁業体験 ・担い手の育成、確保 など
教育	・多様な学びや体験機会の提供 ・県立学校の就学負担軽減・障がいを持つ児童・生徒の支援(特別支援学校含む) ・いじめや不登校児童・生徒への支援・放課後の子どもの居場所づくりへの支援 など			土木	・公営住宅への子育て世帯の優先入居 ・通学道路の安全確保・公園における安全確保 ・渋滞対策 など		
警察	・交通安全の推進・防犯、非行の防止 など	知事公室	・広報を通じた機運醸成・災害時に備えたこども、子育て世帯への対応 など				

全庁を挙げたこどもまんなか施策の推進

「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値を創造し、その幸福を高める。

「こどもまんなか熊本」ロードマップイメージ



こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組みについて

取組み	概要	実施時期（予定）
①こども未来創造会議（出向く型）	・ 保育園、放課後児童クラブ、よかボス企業、児童養護施設、障害児施設等に直接職員が出向いて意見聴取	・ 随時
②こども未来創造会議（座談会型）	・ こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方のモニターを公募により募集し、座談会形式で実施。 ・ ファシリテーターによる発言しやすい場づくり、わかりやすい資料を使った事前の情報提供を実施。 ・ 必要に応じてオンラインアンケートも活用	・ 10月12日（土） 県北会場（荒尾総合文化センター） ・ 10月19日（土）木村知事出席 県央会場①（くまもと森都心プラザ） ・ 10月27日（日） 県央会場②（熊本市はあもにいい） ・ 11月4日（祝月） 県南会場（桜十字ホールやつしろ） ・ 11月10日（日） 天草会場（天草市ここらす）
③パブリックコメント （一般向け・こども若者向け）	・ 熊本県HPに掲載の上、CM等を活用し周知 ・ 意見を聴くに当たっては、中間整理の「やさしい版（小学生～高校生年代向け、一般向け）」を作成	・ 10月4日～11月3日
④経済界・労働界ヒアリング	・ 経済界（熊本経済同友会、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会）と労働界（日本労働組合総連合会熊本県連合会）に対するヒアリング	・ 11月中
⑤こどもまんなか応援団	・ 20～30歳代の若手職員（子育て経験・結婚の有無等に関わらず、結婚や子育てについて率直な意見を述べるができる方）80名から庁内の働き方やこども施策について意見を聴取。	・ 本庁、県央広域本部 7月2日（火）、8月2日（金） ・ 県北広域本部 7月31日（水） ・ 天草広域本部 8月6日（火） ・ 県南広域本部 8月21日（水） ※今後も随時実施

(参考) これまでにこども未来創造会議（出向く型）でお話を伺った施設等

- 玉名市子育てネットワーク(子育て支援センター)、敬愛保育園
- おおくすクラブ（嘉島西小学校放課後児童クラブ）
- 合志中部保育園
- 宇城市こどもセンター
- 大津町
- 相良村
- KMバイオロジクス株式会社 新生児スクリーニングセンター
- 県民カレッジ 孫育てコース
- 白鷺電気工業株式会社
- 特定非営利活動法人おーさぁ
- 熊本県助産師会
- 菊池圏域の社会福祉法人が運営する障がい児通所施設
- 阿蘇圏域の社会福祉法人が運営する障がい児通所施設
- 児童養護施設 光明童園
- 児童養護施設 湯出光明童園
- 児童養護施設 広安愛児園
- 児童養護施設 愛隣園
- 児童養護施設 熊本天使園
- みるく病児保育室
- あしきた・まちのこども園
- 真愛保育園
- 産後ケア施設 菊池市
- 産後ケア施設 未来助産院

参考資料

こどもの居場所づくりに関する指針の概要②

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

② こどもの権利の擁護

ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

※こども・若者の意見の政策反映に向けた
ガイドライン概要版より抜粋

1 意見反映の2つの意義

- ① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ② こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

2 FAQ

Q. 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？

A. こども・若者に意見を聴くことは、こども・若者の言う通りにすることではありません。政策は多様な関係者を考慮する必要があるとしますし、予算や期間、体制等の制約もあります。大切なことは、政策の目的や内容に応じて、また意見を表明したこども・若者の年齢や発達の程度に応じて、出された意見を正當に考慮することです。それは、こども・若者にとって一番よいことは何かを考えること、そして結論に至る考え方を説明し、対話する過程を作ることです。

1 実施日時等

テーマ ①県庁の働き方改革への提案
②こどもまんなか施策へのアイデア

○実施日時：令和6年7月2日（火）10時00分～12時00分	場所：県庁（テーマ①）
7月31日（水）10時00分～12時00分	場所：県北広域本部（テーマ①②）
8月2日（金）10時00分～12時00分	場所：県庁（テーマ②）
8月6日（火）13時00分～15時15分	場所：天草広域本部（テーマ①②）
8月21日（水）10時00分～11時40分	場所：県南広域本部（テーマ①②）

2 概要（1/2）

◆テーマ① 県庁の働き方改革への提案

○育児休業等の取得促進

男性の育休を進めていく必要がある。短期では意味がないので長期に取得できるようにすることが大事。単に取ることが大事ではなくその質も重要。昇進に影響がないか、給与が減らないかという心配がある。

育児時間休暇の取得期間を現行の3才未満から就学前までに延長してもらいたい。

○テレワーク実施の推奨

- ・テレワークを推奨するにあたりシステム等（TELET（県庁のテレワークシステム）が遅い、端末の配布など）の改善、ペーパーレス化の促進を実施する必要がある。
- ・一方でペーパー前提の業務や対人業務でテレワークに不向きな職場もある。
- ・テレワークを半日や時間単位での取得や時間外勤務を可能とすること。ただ、テレワークでの時間外勤務を認めると夜遅い時間帯まで働く人が出てくるのではないかと心配。
- ・子どもの長期休暇時（夏休みなど）は、週一出勤も認めてほしい。
- ・テレワークを実施するうえでの工夫として、Webでの朝礼・夕礼によりコミュニケーションを円滑にする。
- ・テレワーク実施にあたり、事前・事後の手続きを簡便にできないか検討してほしい。

○ノー残業デイの実施

- ・働き方の意識改革のためにも実施した方がよい。運用に関しては、柔軟に曜日や日を設定できるようにするとよい。
- ・知事からのアナウンスや上席が率先して退庁する等、雰囲気づくりが必要である。

○短時間正職員制度の導入検討

- ・女性の離職防止の観点や県職員の志願者が減る中で、多様な働き方は必要と考える。子育てに限らず親の介護時など多様な働き方の選択肢の一つとしてあるとよい。
- ・制度としてあった方がよいが、他の職員への負担が増えないようにすることや短時間正職員を受け入れる職場にインセンティブを与えてほしい。ただし、業務の線引きが難しく、運用に無理がありそう。

（次頁につづく）

2 概要 (2/2)

○フレックスタイム制の導入、サテライトオフィスの活用

- ・平日夜遅くまで働くより、しっかり休んで休日短時間で処理した方が効率が良かったりもするので、土日含めたフレックスタイム制の導入を検討してほしい。
- ・単身赴任者や長距離通勤者が自宅近くの広域本部等のサテライトオフィスで勤務することを可能とすることで、プライベートや育児時間の確保ができるようにする。

○保育、病児等の対応

- ・県庁内に保育所を作してほしい。保育所より病児・病後児のなど緊急対応時に預けられる場所や夏季の学童クラブがほしい。看護休暇の現行5日（2人以上10日）を増やしてほしい。

○クールエコスタイルの推進

- ・働き方の意識改革のためにもクールエコスタイルを通年制にする。TPOを踏まえて対応すれば問題ない考える。

○ライフデザインを考える機会を創る

- ・結婚、出産、子育てをイメージしやすくするため、子育ての先輩の「生の声」を対面で双方向のやり取りしながら聴ける機会を創る。

○職員が育休等を取得した際の業務量の縮減

- ・災害時の事業継続計画（BCP）を元に、育休等によりマンパワー不足が生じた際、BCPと同様の措置を講じることとするなど。

◆テーマ② こどもまんなか施策へのアイデア

○子育て中や結婚前、出産前後それぞれの不安を軽減

- ・「自分にもできそう」と思える情報が大事。県、市町村等との連携による子育てに関するポータルサイトの作成や職場内の子育て相談室の創設を促す。
- ・産前、産後等における支援制度をまとめたハンドブックの作成やオンラインによる手続きの簡素化（まずは県庁で実施を）。
- ・子育てフェーズ毎の生活パターン・費用に関するモデルケースを作り、共有する。情報過多になりすぎないように。

○トップの意識改革

- ・現場の声を聞いてもらうため、現場で働く人とトップ（首長や議員、経営者等）と対話する機会を設ける。
- ・よかボス宣言のフォローアップ制度（振返りの機会）の創設。

○子どもの生活環境・居場所の整備

- ・小児科に保育所を併設する（既存施設の改修、補助金の活用）。休日の当番医が増えると有難い。
- ・長期休暇時の学童保育の弁当持参の改善（民間委託など）の実施や図書室、プール、体育館の活用。学童の受入れを6年生までにする。
- ・子どもが安全に遊べる室内の遊び場の提供（夏場の公園は暑くて遊べない）。親子が遊べる拠点（公民館の活用など）を創り、地域の方と繋がれる機会を増やす。こども食堂などの取組みの充実（立上げ支援、フードドライブ、広報）。
- ・生まれた時期が近い親子をグループにし、定期的に集まり情報交換する場があるといい。

「こどもまんなか熊本」推進本部設置要項

（趣 旨）

第1条 この要項は、「こどもまんなか熊本」の実現に係る施策（新規・拡充を含む）の推進、計画の策定、情報共有及び関係部局の連携等のために設置する「こどもまんなか熊本」推進本部（以下「推進本部」という。）の運営について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- （1）「こどもまんなか熊本」に係る施策（新規・拡充を含む）の推進に関すること。
- （2）「こどもまんなか熊本・実現計画」の策定に関すること。
- （3）「こどもまんなか熊本」に係る情報共有及び関係部局の連携に関すること。
- （4）その他、「こどもまんなか熊本」の推進に必要な課題の共有と対応策の検討に関すること。

（推進本部）

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職員をもって構成する。
- 4 副本部長は、本部員のうちから副知事をもって充て、本部長に事故があった場合は、副本部長が本部長の職務を代理する。
- 5 推進本部会議は、本部長が招集し、その進行は健康福祉部長が行う。
- 6 本部長は、必要と認めた場合、推進本部会議への関係者の出席又は関係資料の提出を求めることができる。
- 7 推進本部会議は、原則として公開とする。ただし、本部長が公開を不適当と認めるときは、非公開とする。

（幹事会）

第4条 推進本部の事務を補助させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事は、子ども未来課長を、幹事は別表2に掲げる職員をもって充てる。
- 4 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。

5 代表幹事は、必要と認めた場合、幹事会への関係者の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

6 幹事会は、原則として非公開とする。

(事務局)

第5条 推進本部の事務局を、子ども未来課に置く。

(雑 則)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）5月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）10月15日から施行する。

別表1

本部長	知事
本部員	副知事（副本部長） 知事公室長 総務部長 企画振興部長 理事（デジタル戦略担当） 健康福祉部長 環境生活部長 商工労働部長 観光文化部長 農林水産部長 土木部長 教育長 警察本部長

別表2

代表幹事	子ども未来課長	
幹事	知事公室	秘書課長
	総務部	人事課長

		私学振興課長 市町村課長
	企画振興部	企画課長 地域振興課長 交通政策課長 デジタル戦略推進課長
	健康福祉部	健康福祉政策課長 子ども家庭福祉課長 障がい者支援課長 医療政策課長 健康づくり推進課長
	環境生活部	環境政策課長 くらしの安全推進課長 男女参画・協働推進課長 人権同和政策課長
	商工労働部	商工政策課長 労働雇用創生課長
	観光文化部	観光文化政策課長
	農林水産部	農林水産政策課長
	土木部	監理課長 道路保全課長 住宅課長
	教育委員会事務局	教育政策課長 高校教育課長 特別支援教育課長 義務教育課長 社会教育課長
	県警本部	総務課長